

平成29年第1回土幌町議会定例会

1 議事日程第1号 3月7日(火曜日)午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程番号3 行政報告
- 日程番号4 教育行政報告
- 日程番号5 町政執行方針
- 日程番号6 教育行政執行方針
(今期議会議案提案理由総括説明)
- 日程番号7 監報告第1号 例月出納検査報告
- 日程番号8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程番号9 議案第1号 平成28年度土幌町一般会計補正予算
- 日程番号10 議案第2号 平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程番号11 議案第3号 平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程番号12 議案第4号 平成28年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程番号13 議案第5号 平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程番号14 議案第6号 平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算
- 日程番号15 議案第7号 平成28年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算
- 日程番号16 議案第8号 平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 日程番号17 議案第9号 土幌町農業共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程番号18 議案第10号 土幌町児童館条例を廃止する条例案
- 日程番号19 議案第11号 土幌町小規模企業振興基本条例案
- 日程番号20 議案第12号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案
- 日程番号21 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号22 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号23 議案第15号 土幌町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程番号24 議案第16号 土幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例案
- 日程番号25 議案第17号 土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程番号26 議案第18号 土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程番号27 議案第19号 土幌町情報公開条例の一部を改正する条例案
- 日程番号28 議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程番号29 議案第21号 士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案
- 日程番号30 議案第22号 士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程番号31 議案第23号 士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程番号32 議案第24号 士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案
- 日程番号33 議案第25号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号34 議案第26号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案
- 日程番号35 議案第27号 人権擁護委員の推薦について
- 日程番号36 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 出席議員（12名）

1 番 細井 文次	2 番 和田 鶴三	3 番 秋間 紘一	5 番 河口 和吉
6 番 清水 秀雄	7 番 飯島 勝	8 番 出村 寛	9 番 森本 真隆
10 番 大西 米明	11 番 加藤 宏一	12 番 中村 貢	13 番 加納 三司

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光	農業委員会会長	渡邊 睦実

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
子ども課長	金森 秀文	特老施設長	矢野 秀樹
病院事務長	山下 慎也	消防課長	淡中 済

ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	辻 亨
給食センター所長	鈴木 典人	高校事務長	藤村 延

ほか、関係職員

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

ほか、関係職員

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 藤内 和三

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、平成29年第1回土幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、河口和吉議員及び6番、清水秀雄議員を指名いたします。
2		日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る3月1日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から3月14日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から3月14日までの8日間に決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。 次に、十勝圏複合事務組合議会等に関する報告は、お手元に配付のとおりですので、ご了承お願いいたします。 なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配付していますので、随時閲覧してください。 次に、道外先進地行政視察に関する第1視察団及び第2視察団の報告書はお手元に配付のとおりです。ご了承お願いいたします。 なお、視察先資料につきましては、事務局に配置していますので、必要がある場合は事務局に申し出てください。

小林町長

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、行政報告、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長、登壇願います。

本日ここに、第1回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらず出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、昨年12月の定例町議会以降の行政の経過を報告申し上げます。

はじめに、12月22日に閣議決定された平成29年度国の予算案についてであります。一般会計予算総額は97兆4,547億円で、前年度対比7,329億円、0.8%の増で、経済・財政再生計画の2年目に当たる予算として経済再生と財政健全化の両立を実現するものとしております。具体的には、一億総活躍社会の実現に向けた社会保障として、保育士及び介護人材等の処遇改善、教育の環境整備では給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充、公共事業関係費では豪雨・台風災害等を踏まえた防災・減災対策等のほか、農業基盤整備の充実等に取り組む予算とされ、1月31日に可決成立した災害等に係る平成28年度補正予算と一体的に編成されております。地方財政については、地方交付税の減額の影響が懸念されるところですが、地方の一般財源総額の確保や自主的かつ先駆的な取り組みを支援する地方創生推進交付金が引き続き予算措置されるとともに、北海道開発事業費における社会資本整備総合交付金が前年度額を確保されるなど、地方財政の影響が軽減されることを期待しているところであります。

次に、土幌町地域創造発信拠点施設、新・道の駅についてですが、昨年6月より工事に着手し、軽微な作業を残しほぼ完成を迎えるところであります。帯広開発建設部発注の24時間トイレ建築工事、駐車帯工事、国道241号交差点改良工事も今月末に完成を予定しており、多くの関係者の方々の協力を得ながら、平成29年4月23日のグランドオープンに向け着々と準備が進められているところであります。今後は、重点道の駅として様々な特性を活かし、まちの魅力、とりわけ基幹産業である農と食の情報発信、街中や拠点へ誘導するため、多様な電子機器等も活用しながら情報を発信するとともに、国道往来者の休憩施設と併せ、防災機能や交通情報など道路機能の向上に努めながら、町の活性化が図られるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、地方創生推進交付金を活用した「しほろ創生賑わい創出事業」についてであります。町内の小規模な6次産業の取り組みの支援や新商品の開発や販売、新・道の駅や空き地・空き店舗等を活用した販売力強化支援、移住・定住相談、観光窓口等の一元化等を担う事業推進主体の設立を検討するとともに、土幌高校の学習・研修と連携し、若年者や町外からの人材確保、技能・能力向上の取り組みを行い、持

続的な人材育成や雇用を創出し、地域内経済活性化を図る仕組みづくりの検討を進めているところであります。今後は、道の駅ピア21しほろ既存建物の改修を行い、特産品の開発や加工を行う機能を提供し、新しい食づくりが図れるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、I o T事業についてであります。昨年7月に経済産業省の地方版I o T推進ラボの選定があり、第1弾選定地域として土幌高校の取り組みが選定されました。全国では29件、北海道では3件で、本町と札幌市、釧路市が選定されました。既に高校圃場において試験が行われておりますが、全庁的取り組みとするため関係課職員による土幌町I o T事業検討委員会が組織されたところであります。

次に、T P Pについてであります。アメリカ トランプ大統領が就任し、T P Pからの永久離脱と二国間貿易協定の締結を目指す大統領令に署名したことにより、T P Pの発効はされない見通しであります。しかしながら、政府はトランプ大統領への説得とあわせ、アメリカが進める二国間による自由貿易協定も視野に入れるなど、新たな貿易体制を模索しております。アメリカの対日貿易赤字の増大に伴う農畜産物の関税引き下げや自由化への要求が、さらに強まることも懸念される一方で、日欧E P Aの協議が進められるなど予断を許さない状況にあります。今後も動向を注視し、農業振興対策本部を中心として、必要な施策の検討・要請を行いながら、国として将来の食料確保のビジョンを明示することを求めるとともに、生産者や関係機関の皆様と一丸となり、再生産が可能な農業経営と生産基盤の強化・安定を図っていく所存であります。

次に、十勝管内農業共済事業の組織再編についてですが、課題となっておりました家畜共済事務費賦課金や継続加入推進に係る支援策等につきましては、J Aほか関係機関とも協議しながら対応策をまとめ、昨年12月に加入者への説明を行ったところであります。また、1月27日には、十勝総合振興局、北海道農業共済組合連合会、J A土幌町の来賓の方々をはじめ土幌町、十勝N O S A I双方の関係者が見守る中、本年3月31日をもって十勝管内の農業共済事業の統合に向け、十勝N O S A Iとの組織再編確認書に調印し、平成23年10月の協議スタートから5年余を経て、組織再編の正式合意に至りました。今後、当面の間、事務所の一部を十勝N O S A I土幌出張所と名称を変え、現行の職員を派遣して支障なく業務を行う予定であり、引き続き高い加入率や効果的なサービスなどが維持できるよう対応してまいり所存であります。

次に、とちち広域消防事務組合についてですが、2月28日に平成29年第1回とちち広域消防事務組合議会が開催され、専決処分の報告2件、平成28年度一般会計補正予算専決処分の報告並びに承認、平成28年度一般会計補正予算、平成29年度一般会計予算、条例の一部改正1

件の議案審議が行われたところであります。

次に、農業共済事業の畑作物共済にかかわる共済金についてですが、本年1月31日にてん菜103戸、9,032万円、スイートコーンは昨年12月に金額被害率30%以上の方に仮払いを実施しましたが、今回は金額被害率30%未満の方、49戸に414万円の支払いをしたところであります。

今後は、全相殺大豆について、87戸4,159万円の支払いを3月下旬に予定しているところであります。

次に、国道の管理区域の変更についてですが、国道274号の川西基線26号から東1線27号間、延長にして6.5kmが国土交通省から北海道に移管され、路線名は主要道道本別士幌線となり、平成29年4月1日から道路管理者が北海道に変更される予定となっております。

次に、昨年8月に被災を受けた音更川築堤の災害復旧工事が帯広開発建設部より発注されました。工事延長は430mで、8月下旬に完成予定となっております。また、音更川の他の被災箇所につきましては、平成29年度中に発注予定との情報をいただいております。

次に、国道241号の整備要望についてですが、北十勝4町国道整備促進期成会の中で、冬期通行の安全確保対策とあわせて、27号から上士幌町界までの区間について道路交通安全対策を要望しており、その結果、昨年は15号から17号間に660mの防雪柵設置工事を施工していただきました。

次に、国営かんがい排水事業の執行状況については、富秋士幌川下流地区のうち、今年度は富秋排水路1,700mの工事が実施されており、実勝排水路については実施設計を行うこととなっております。士幌西部地区の工事の執行状況は、第10号明渠排水路700mの工事を実施し、第14号明渠排水路の用地確定測量を完了することとなっております。

この国営事業両地区とも、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対して事業の早期完成に向け強力に要請をしまいたいと存じます。

次に、各種建設事業の執行状況ですが、既に発注済みの工事は概ね完成しておりますが、現在施工中の工事についても、当初の契約工期のとおり年度内に完成する予定であります。

次に、かねてより町議会でも提起をいただいております病児、病後児保育については、調査・検討を行ってまいりましたが、新年度より病児保育については、音更町の豊川小児科内科医院の病児保育を利用し、利用料の助成を行うこととしたところであります。また、病後児保育については認定こども園において、町立病院の協力のもと実施することとしたところであり、認定こども園における施設整備費として補正予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、行事等の経過ですが、12月17日、18日の両日、東京ふるさと

PRフェスタ in 台東が開催され、私と関係職員4名が参加のもと、首都圏の方々へ土幌町のPRを行ってまいりました。本イベントは特別区と全国の各地域が連携し、互いの経済活性化等の促進を目的とする全国連携プロジェクトの一環として、台東区の姉妹友好都市及び参加自治体の募集に賛同し、道内市町村と東京23区との連携事業実施助成を受けて参加したものであります。2日間で延べ5,200人が来場する中、本町の特産品や観光情報、ふるさと納税、移住・定住促進等のPRを積極的に展開してきたところであり、今後、これらを契機に土幌町に関心を持っていただき、交流人口が増えることを期待しているところでもあります。

元旦には、恒例の土幌高原で初日の出を迎える会が開催されました。今年の元旦も穏やかな天候に恵まれ、輝くご来光に町内外から訪れた多くの方々から一斉に歓声が起こり、参加者全員で万歳三唱をして土幌町の躍進と町民の清福を祈りました。

1月6日には、町功労者表彰式及び新年交礼会が行われました。町功労者表彰では、生活安全推進協議会会長として本町の交通安全及び防犯活動の推進に永年にわたり貢献された、柏葉 河江力さんが社会功労賞を受賞されました。続く新年交礼会では、町内外の各関係機関の代表者の方々の参加をいただき、終始和やかな懇談の中、新年の幕開けを祝いました。

1月8日には、成人式を開催いたしました。当日は、新成人64名のうち47名が出席、たくましく成長されたことを祝い、これからの未来が希望に満ちたものであるよう、若い力に大きな期待をしたところがあります。式典では、長瀬はるかさんが成人を代表して誓いの言葉を宣誓したほか、波多野昌樹さんが交通安全宣言を力強く読み上げ、引き続き交歓会とあわせ、終始和やかな雰囲気の中での成人式となりました。

1月21日、22日には、独身男女の出会いの場を創出することを目的とした婚活イベントが開催され、町内外から男女各13名の参加を得ました。事業実施に向け9月に町内青年組織・団体による実行委員会を組織し、企画・運営方法等について委託業者とも検討を重ねて開催されたものです。イベントの参加者からは高評価を得るとともに5組がマッチングをしたところであり、今回の縁がさらにつながっていくことを期待するものであります。

2月1日には、町幹部職員を対象に昨年8月の台風10号による大雨災害時の対応や改善点、避難所運営についての検証を行いました。この中で職員間の情報共有や住民への避難勧告等の周知方法、避難所運営及び町民への情報提供の必要性が上げられました。このほか、災害発生時の迅速な対応に向けた防災非常召集訓練や職員初動マニュアル体制等について再度確認をしたところでもあります。また、被災状況下

で避難所運営をどう進めていくかを考える避難所運営ゲームの研修も初めて実施し、短い時間で効果的な避難所運営の模擬体験とその対処方法について真剣に議論を重ねました。今後も定期的な防災訓練等を実施してまいりたいと存じます。

2月14日には、土幌町と十勝地方道新会との間で地域見守り活動協定を結びました。本協定は、住民の孤立防止と支援の必要な人のために、町と連携して適切な対応を進めていこうとするものであり、住民の福祉向上につながる取り組みとして感謝申し上げます。

2月24日には、第11回女性サミット「私たちにとって住みやすい町づくり」をテーマに開催されました。女性の活動団体会員や町の審議会・委員会、一般参加者等33名が参加し、活発な意見交換が交わされたところであります。

受章関係では、中央の金森史公さんが48年の長きにわたり土幌消防団に奉職され、その間16年間は消防団長として本町の消防行政に多大な貢献をされたとして、瑞宝双光章を受章されました。

次に、国民健康保険病院の平成28年度決算見込みについて報告申し上げます。まず、患者の決算見込数では、入院では平成27年度と比較しまして85.6%の1万2,775人、外来では95.7%の2万2,001人となる見込みであります。

また、決算見込額については、病院事業収益は平成27年度と比較しまして、4,343万円の減、4億8,502万円の見込みで、入院では4,396万円の減、外来では477万円の減、公衆衛生活動収益などその他の医業収益で700万円の増となる見込みであります。病院事業費用は、平成27年度と比較しまして、1,095万円減の9億947万円の見込みで、給与費で134万円の増、材料費で1,146万円の減であります。経費では、修繕料の増により、848万円の増となる見込みであります。収益と費用を差し引いた収支不足額は、平成27年度と比較して3,248万円増の4億2,445万円となる見込みであります。一般会計が負担する他会計負担金は、現金収支で支障が生じない額を繰り出すこととし、平成27年度と比較しまして5,400万円増の3億6,000万円となる見込みであります。以上の結果、平成28年度純損失額は、平成27年度と比較しまして2,150万円減の6,445万円となる見込みであります。

なお、詳細につきましては、決算見込みの状況として資料を添付してありますので参照願います。

平成28年4月から常勤医師は4人で、午前中は毎日内科外来2診の診療体制とし、診療開始時間を早めるなど、患者様の待ち時間の削減などに取り組んでまいりました。本年4月からは、札幌医科大学呼吸器・アレルギー内科から1名の医師派遣の継続のほか、消化器内科を専門とする医師1名を採用する予定であります。町内唯一の医療機関であり、福祉村の中核施設である国保病院が地域医療の役割を十分果

たせるように、町民アンケートや町づくり懇談会での意見を踏まえながら、医師の確保とあわせて病院改善に取り組んでまいりたいと存じますので、議員各位の指導と理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、町立病院改革プランについて、今議会中にお示しをして、意見をいただきながら検討してまいる予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

このほか、今期議会に上程する案件は、専決処分の承認1件、平成28年度補正予算8件、農業共済事業の廃止に伴う関係条例の整備について1件、条例の廃止1件、条例の制定1件、条例の一部改正15件、人事案件2件、平成29年度各会計予算9件をあわせて38件であります。それぞれ詳細を説明させていただきますので、充分審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。

4 加納議長 日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。教育長、登壇願います。

堀江教育長 平成29年第1回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、士幌町教育振興基本計画を策定したので、報告申し上げます。

この計画は、国の第2期教育振興基本計画、道の北海道教育推進計画を踏まえ、士幌町第6期町づくり総合計画、士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略、士幌町教育大綱、士幌町社会教育中期計画で掲げる教育施策との整合性を図りつつ策定し、基本理念を「輝く未来へしほろ創生」とし、基本目標を子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまちとし、基本目標の達成に向け、生きる力を育む幼児・学校教育の推進、次代を担う人づくりと生涯学習の推進、スポーツ・芸術文化の振興の3つの基本計画を定め、それぞれ基本施策と重点施策を定めております。計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とし、今後必要に応じて適宜見直しを行い、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

次に、学校教育関係について報告申し上げます。

児童生徒の学力向上に関係したことでは、今年も冬季休業の期間を活用した学習サポートが町内全ての小・中学校で行われ、基礎基本の定着、苦手な学習の克服、自主的な学習態度の育成等が図られたところでございます。また、教育委員会では、12月26日から28日までの3日間、北海道大学の学生が町内の小中学生に勉強を教えたり、一緒に体を動かしたりする冬休み学習サポート塾を開催し、小学生は延べ131人、中学生は延べ14人が参加しております。これらの事業は、個別指導により細かく行き届いた支援を行うことで、基礎的な学力向上を図ることができ、各学校では一般の先生方も指導に加わり、充実した

サポート体制が組まれて、効果を生み出しており、今後一層の充実を図ることにしております。

次に、新田小学校は、1月7日から10日までの4日間、都市交流事業で児童2名と引率者1名、保護者2名の計5名が神奈川県川崎市を訪問しました。川崎市では、心のこもった歓迎を受け、特に3日目の川崎市立下河原小学校訪問では、両校の学校紹介やミニバレーのスポーツ交流を通して、友情の絆を一層深めることができました。また、今回は児童が来年度学習する歴史の教科書にも出てくる鎌倉市を訪問し、日本の歴史的遺産をじかに見ることができ、大きな都市の見聞とともに貴重な体験となりました。

佐倉小学校は、1月11日から13日までの3日間、児童と引率者及び保護者19名が千葉県佐倉市立佐倉小学校を訪問しました。佐倉市では、心のこもった歓迎を受け、両校の学校紹介や交流活動を通して友情の絆を一層深めることができました。佐倉地区を開拓した先祖の起源である佐倉市の歴史や風土を学ぶことにより、先人への感謝と受け継がれる歴史や文化を感じる機会となり、さらに大きな都市を見聞し、自分の町との生活環境や風土の違いに直接触れたことは、農村地帯で育つ子どもにとって貴重な体験となりました。

次に、1月6日から釧路市で開催された第47回北海道中学校スケート大会において、女子学校対抗で士幌町中央中学校が4連覇を果たし、2月4日から長野県長野市で開催された平成28年度全国中学校体育大会第37回全国中学校スケート大会には、士幌町中央中学校男子2名、女子3名が出場し、その中で、3年若原楽さんが女子1,500mで8位、3,000mで6位に入賞を果たし、これまでのたゆまぬ努力で結果をあらわしました。選手個々の努力とそれを支えてこられた保護者及び関係者各位に対し、深く敬意を表するとともに、今後もさらなる活躍を期待するところであります。

次に、北海道では毎年度、次の世代を担う中学生の皆さんに広く私たちの暮らしの中で活かされている税について関心を持ち、理解を深めていただくため、全道の中学校から税をテーマとしたポスターを募集していますが、全道で3,709点の作品が寄せられた中から、士幌町中央中学校2年、中波明日香さんが北海道知事賞優秀賞を受賞しました。今後も生徒が自らの意識と行動を大事にしながら、こうした取り組みに参加する意義をさらに確かなものにしていきたいと考えます。

次に、インフルエンザについてであります。士幌町中央中学校で罹患者が多数発生したため、第2学年で2月17日午後から21日まで学年閉鎖を行い、同校第1学年で3月6日午後から3月8日まで学年閉鎖を行うこととしました。全国的にはインフルエンザのピークは過ぎたようではありますが、本町においては現在もまだ予断を許さない状況が続いていますので、今後も各家庭との連携を十分図って予防対策を

進めていきたいと考えております。

次に、今後の小学校の在り方について報告申し上げます。今後、我が国は人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、本町においても児童数が急激に減少することになるため、今後の小学校の在り方について検討を行い、教育委員会としての当面の方針をまとめましたので報告いたします。その主な内容は、平成28年1月に小学校及びこども園等の児童の保護者を対象に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、全学年でクラス替えができる1学年2学級以上が望ましい学校規模、1学級あたり20人から30人程度が望ましい学級規模とし、統合先を土幌小学校とする方針をまとめましたが、小学校の存続または統合については、地域の判断を尊重することが最も重要であると考えており、望ましい学校規模及び学級規模を実現するためのスケジュールは定めないこととしたところでございます。

なお、今後20年間で本町の児童数が半減するという国立機関の推計もあることから、各小学校の将来の児童数を毎年度推計しながら、PTAや地区住民の皆様と引き続き協議を行ってまいります。

次に、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールについて報告申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を含む法案が2月7日に閣議決定され、今国会で審議されておりますが、教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化が規定され、本年4月1日から施行する内容となっております。子供たちの健やかな成長を支えるためには、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子供たちを守り育てる環境をつくる必要があります。そのため、地域住民や保護者が学校運営に参画し、学校が地域と一体となって子供たちを育み、特色ある学校づくりを推進するコミュニティ・スクールの導入を検討するため、委員8人による土幌町学校運営協議会設立準備委員会を1月31日に設置し、検討を開始したところでございます。今後、各地区の町づくり懇談会で説明を行わせていただきますが、平成30年4月より各学校等に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの導入するための準備を進めてまいります。

次に、土曜日の教育活動については、教育課程内の学校教育を行う土曜授業、教育課程外の学校教育を行う土曜の課外授業、教育委員会など学校以外の者が主体となって希望者に対して学習を行う土曜学習等の方法があります。本町では、既に先進的に土曜学習であるサタデースクール事業を委託方式により毎年度30回程度実施しており、毎回多くの小学生が参加しているところです。また、土曜授業の実施についてこれまで調査・検討を行ってきましたが、道内及び管内で実施している学校が少ないこと、また、土曜日に少年団や部活動の大会や各種の行事等が行われることもあるため、当面は社会全体が、少なくとも十勝全体で土曜授業を実施する日を定めなければ、土曜授業を本格

実施することは相当困難であると判断し、引き続き全国・全道・十勝管内の動向を注視してまいります。

なお、来年度から台風や暴風雨などの悪天候による臨時休業やインフルエンザ等による学級閉鎖などが発生した場合においても授業時数を確保することができるよう、小・中学校を対象に土曜日に学校行事等を実施した際、少なくとも1回は翌月曜日を休業日とせず授業日とする方針といたしました。

次に、文部科学省は、小・中学校の教育課程の基準となる学習指導要領の改訂案を2月14日に公表し、3月15日まで意見公募（パブリック・コメント）の手続を実施し、3月中に告示を行う予定で準備を進めております。この次期学習指導要領は、小学校が平成32年度、中学校が平成33年度に順次全面実施されることになっております。あわせて、標準授業時数を定めた学校教育法施行規則の一部を改正する省令案も意見公募を実施しております。これまでと大きく変わる点は、外国語（英語）教育ですが、現行制度で小学校第5、6学年で導入されている外国語活動を平成32年度から第3、4学年に前倒しし、第5、6学年は外国語（英語）の教科とし、第3学年から第6学年までの授業時数が年間35単位時間増えることとなります。中学校の英語は、授業時数は現行と同じですが、平成33年度から授業を原則英語で実施し、指導する英単語数も増えることとなります。現行、小学校高学年の月曜から金曜までの1日6こまはほぼ埋まっており、増加分の授業時数確保が課題になり、文部科学省では、朝・昼休み・放課後の時間を活用した15分程度の短時間に分割した授業や土曜、夏・冬休みの活用などを検討しております。来年度（平成29年度）は、次期学習指導要領の周知期間となりますが、全面実施を前に、平成30年度からの移行期間中に先行実施し、平成32年度以降確実に全面実施することができるよう検討してまいります。

次に、学校給食に関して報告申し上げます。今年度も町肉牛振興会から引き続きしほろ牛肉の提供を受け、美味しいふるさと給食を味わうことができました。ふるさと給食は、食育を推進し食と農を学ぶ上で極めて有効な教材であり、食材を提供していただきました同振興会に対し、この場をお借りし深く感謝を申し上げます。

次に、土幌高等学校に関して報告申し上げます。昨年12月19日から地方創生加速化交付金を活用し、生徒が考案し、新たに開発したスイーツ「ヌプカの雪解け」と「シーベリーサイダー」を大手インターネット通信販売サイトで販売し、また、町のふるさと納税の返礼品として「土幌高校加工品セット」と「自然農法で生産したじゃがいも」を全国に向けて発送しましたが、この発送品の中に生徒一人ひとりの夢や想いを地域に発信していく「志プロジェクト」の活動内容の冊子や本校の様子を紹介したリーフレット等を同封し、生徒募集につなが

る取り組みをしております。

次に、農業先端技術活用実践学習では、経済産業省が推進する「地方版IoT推進ラボ」の対象になり、本格的にドローンで空撮した圃場の様子の画像処理や最新式気象観測機で収集した圃場データ等を分析及び活用し、圃場の管理に役立てるスマート農業の先端学習に取り組んでおります。

次に、1月19日及び20日に帯広農業高等学校で開催された第65回東北海道学校農業クラブ連盟実績発表大会に7組の専攻班の生徒が出場し、うち4組が入賞しました。そして、2月1日から3日まで本町で開催された日本学校農業クラブ北海道連盟第68回全道実績発表大会に出場し、全国大会にはあと一步届きませんでした。乳加工専攻班が優秀賞に入賞しました。入賞をのがした3組の専攻班は、涙を流し悔しがるなど、次年度に向けてさらに向上し、全国大会出場を目標に気持ちを切りかえております。

2月15日に北海道教育実践表彰及び十勝管内教育実践・活動表彰式が行われ、土幌高等学校が十勝管内教育実践表彰を受賞いたしました。

十勝管内教育実践表彰は、管内の学校教育、社会教育の向上に大きく貢献している教育委員会、学校、機関、団体及び個人を表彰し、管内教育の振興に寄与することを目的として実施しているもので、土幌高等学校は、地域に貢献する産業人の養成、地域と連携した課題解決型の教育活動の充実、特に食品加工研修センターを活用した高度な食品製造や地域と連携した商品開発、ドローンなどを活用した最先端農業技術の習得など特色ある取り組みが認められたことと、生徒の夢や目標、思いをブランド化する志プロジェクトが多くメディアを活用して情報発信をしていることなど、管内教育の発展に寄与する取り組みが高く評価され、今回の受賞となりました。

次に、3月1日に多数の来賓の方々の臨席を賜り、第64回卒業証書授与式が挙行されました。今年度は、アグリビジネス科17名、フードシステム科32名、計49名の生徒が学舎を後にしました。卒業生の進路状況につきましては、短期大学に8名、各種専門学校に13名、就職は町内をはじめ各種企業等に26名が内定し、進路決定率は96%となっております。

次に、平成29年度入学者選抜の再出願後の出願状況は、アグリビジネス科18名、フードシステム科32名となっております。2月13日には推薦入学者選抜の面接を実施し、3月7日と8日には一般入学者選抜の学力検査と面接を行う予定で、今後さらに第2次募集を行い、入学生の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。

平成24年度から本年度まで5年間の土幌町社会教育中期計画が終了するため、昨年6月に社会教育委員会に中期計画の見直しを諮問し、

2月に答申を受け、教育委員会で平成29年度から平成33年度まで5か年の新たな中期計画を策定いたしました。この中期計画は、「輝く未来へ しほろ創生」をテーマとする平成28年度から10年間の土幌町第6期町づくり総合計画と整合性を図り策定し、社会教育委員、スポーツ推進委員の会議等でも進捗状況を確認しつつ、各種の社会教育施策を推進していくこととしております。

次に、本年度の文化・スポーツの各分野で特に輝かしい足跡を残した町民を顕彰する文化・スポーツ賞等につきましては、各学校や団体・個人からの推薦に基づき社会教育委員会に諮問し、過日答申を受け、教育委員会定例会の会議で審議した結果、文化部門では個人13名2団体、スポーツ部門は個人11名3団体を決定し、来る3月12日開催の「第11回みんなで教育を考える集い」の中で表彰式を行うこととしております。この集いは、学校と家庭や地域が連携して、多くの町民が子供たちの心身共に健やかな成長を願うことを目的として開催するもので、今日の教育的課題を町民みんなで考える契機にしていきたいと考えます。

次に、各種学習活動は、女性ライフスクールや中土幌地区・佐倉地区女性学級が、町食品加工研修センターにおける加工体験や国際料理教室、健康講座など、それぞれの計画に基づいて学習活動を行ったほか、柏樹大学及び同大学院においても定例の学習会、上土幌シルバー学級との交流会や研修旅行が行われてきました。

次に、文化活動では、1月6日に新春書き初め大会を開催したほか、2月19日には実行委員会主催による第20回土幌町下の句かるた大会を総合研修センター武道館で開催いたしました。20チーム62名の参加を得て、白熱した戦いが繰り広げられたところであります。

次に、町女性団体連絡協議会は、町男女共同参画審議会との共催により、12月4日にしほろ女性まつりを開催しました。講演では、気象予報士の菅井貴子氏が「女性の目で見えた空模様」と題し、気象予報士の仕事や天気予報の見方などを紹介し、続いて、帯広警察署土幌駐在所の島田所長が「振り込み詐欺対策」と題して講話を行い、ユーモアを交えながら特殊詐欺の危険性について啓発をしていただきました。また、当日は会場となった総合研修センターで、一坪ショップやチャリティ販売会など多彩で有意義な催しも行われ、参加した町民を楽しませる一日となりました。

次に、スポーツ関係では、町営スケートリンクが12月17日よりオープンし、12月23日に予定していたリンク開き記録会は大雪により中止となりましたが、1月5日は全十勝小学生スケート大会、1月21日は町民スケート大会、2月4日はリンク納め記録会、その他冬休みスケート教室など各種事業を開催して、2月10日に利用を終了いたしました。今シーズンは、降雪量が多く寒さも厳しかったことから、リンク

の造成維持管理を心配しましたが、町スケート協会の支援により良好なコンディションを保つことができたことに深く感謝を申し上げます。

次に、町スポーツ少年団本部主催による第41回町内小学生交流ミニバレー大会は、2月25日に町内の小学校から多くの小学生の参加を得て熱戦を繰り広げました。

その他、各競技団体による各種大会が開催されて、町民自らがスポーツの振興に積極的にかかわる姿も見られます。また、教育委員会主催によるスノーシュー体験会、リズム&ステップ教室、キックボクササイズ教室、サーキットトレーニング教室などを開催して、町民の冬期間における運動不足解消や健康増進に取り組んできたところです。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

加納議長 これで行政報告を終わります。

ちょっと時間早いのですけれども、11時まで休憩したいと思います。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5

日程第5、町政執行方針、町長から町政執行方針の申し出がありましたので、これを許します。町長、登壇願います。

小林町長 平成29年度第1回定例町議会の開会にあたり、平成29年度の町政執行方針とあわせ、予算の概要について申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

安倍内閣の経済政策「アベノミクス」により、デフレから脱却すべく大胆な金融政策や機動的な財政政策が推進され、景気回復傾向とされましたが、

- ・景気動向の業種・地域間の格差拡大
- ・株価・雇用に比し、個人消費の低迷

などが続いており、経済動向は依然として不透明な状況が続いています。

加えて1月20日に就任した、アメリカ トランプ大統領の“アメリカファースト”による影響が懸念される所でございます。

そのような中、平成28年度補正及び平成29年度当初予算については、“希望出生率「1.8」”“介護離職ゼロ”“まち・ひと・しごと創生”など、一億総活躍社会の具現化の方向が示されています。

国際化やグローバル化が進む中、地域においても、人口減少・労働力不足・医療・介護問題・気象異変など、町を取り巻く環境が大きく変化する中であって、行財政、産業経済、町民生活といずれの分野においても厳しさ、多様さが増しています。

そのような中での町政推進は、時代のニーズをしっかりと踏まえつつ、健全な財政運営に留意しながら、戦略的な視点を持った地域づくりを積極的に推進しなければなりません。

平成29年度は、第6期町づくり総合計画（平成28年度～37年度）の2年目ですが、地方創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）の推進方向を踏まえながら、

- ・協働するまちづくりの更なる推進
- ・健全な財政に留意しつつ、メリハリのある行財政の推進

を政策展開の基本とし、地域の人・産業・資源を活かした「活力のある町」と、町民誰もが安心・安全、生きがいを実感できる「豊かな町」を目指し、全力を傾注して町政を推進してまいる決意であります。

我が国の経済は、金融政策、財政政策、成長戦略などの経済財政対策の推進により、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調とされていますが、個人消費や民間設備投資の回復に遅れが見られ、平成28年度の国内総生産の実質成長率は、1.3%程度（名目成長率は1.5%程度）と見込まれています。

平成29年度の経済見通しは、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの推進により、雇用・所得環境の改善とあわせ堅調な民需に支えられ、景気の回復が見込まれることから、平成29年度の国内総生産の実質成長率は、1.5%程度（名目成長率は2.5%程度）と見込まれていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の動向に留意が必要とされています。

そのような中での財政政策は、経済再生と財政健全化の両立を目指す予算として編成され、昨年12月22日に閣議決定された平成29年度の政府予算は、子育て支援、介護・保育職員の待遇改善、教育費の負担軽減など、一億総活躍の実現を重点施策とし、一般会計は97兆4,547億円、前年度比7,329億円、0.8%増と、過去最大となったところであります。

一方で、社会保障費（32兆4,735億円、1.6%増）、防衛費（5兆1,251億円、1.4%増）などの伸びが続いていますが、社会保障費は伸びが圧縮されております。歳入における国債発行額は、税収の伸びにより、34兆3,698億円と622億円の減額となり、公債依存度が35.3%（平成28年度 35.6%）となったものの、今年度末における国と地方をあわせた長期債務残高は、1,073兆円（平成29年度末1,094兆円）と見込まれ、先進国でも突出して多い状況にあります。

また、北海道開発予算は、農業農村整備費（4.8%増）や空港整備費（5.4%増）が伸びる中、前年度比0.9%増の5,464億円となりました。

しかし、昨年の台風被害による復旧事業もあり、人手不足や資材の高騰による事業推進への影響が懸念されるところであります。

地方財政対策については、一般財源（水準超過経費を除く）は、60兆2,703億円（前年度比411億円0.1%増）となり、そのうち地方交付税は16兆3,298億円と前年度比3,705億円、2.2%減となりました。

また、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業」については、引き続き1兆円が確保され、さらに、地方創生の深化のための地方創生推進交付金1,000億円が、引き続き措置されたところであります。

また、財源不足の補填措置である臨時財政対策債は、4兆452億円と前年度比2,572億円、6.8%増となりました。

このような国の経済、財政の動向の中にあって、町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、その状況を踏まえつつ平成29年度の予算編成を行ったものでありますが、今後も財政の健全化に一層留意をしなければならないものと、認識をしているところであります。

本年度も、第6期町づくり総合計画及び個別計画とあわせ、第5期行政改革推進大綱にのっとり、効率的かつ計画的な行財政運営に留意しつつ、時代のニーズを踏まえた積極的な施策を展開する、戦略的かつメリハリのある町づくりを推進してまいり所存であります。

次に、平成29年度に重点的に展開する施策について、その考えを申し上げます。

一つ目は、時代のニーズを踏まえた計画的かつ効率的な町づくりの推進であります。

今年度においても、昨年度スタートの第6期町づくり総合計画（平成28年度～平成37年度）、「土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）」により、町づくりを推進するものであります。

推進にあたっては、政策調整推進会議をはじめとする庁内組織と連動して、町民会議や地方創生推進会議など、町民や関係機関・学識経験者にも広く参画をいただきながら、推進をしてまいりたいと存じます。

次に、財政健全化に向けての取り組みであります。国においては、経済再生や地方創生に向けた積極的な施策の展開を行う一方で、財政再建をも両立させるべく、

- ・「経済・財政再生計画」に沿って一般歳出の伸びを抑制

- ・国債発行額を前年度比622億円減額し、公債依存度を35.3%（前年度35.6%）に引き下げ

などを行い、基礎的財政収支の改善を目指すものとしているところであります。

地方においても、地方交付税の減額とあわせ、財政の硬直化の進行など一層厳しいものがあり、地方自治を取り巻く環境がより多様で厳

しくなる中にある町の町政推進は、時代のニーズをしっかりと見きわめながら、より計画的かつ効率的な運営に留意しなければなりません。

特に、最終年となる第5期行政改革推進大綱の徹底とあわせ、財政のシミュレーションを的確に行ってまいりたいと存じます。

また、本町においては、町が担う事務事業が多いこととあわせ、「過疎地域自立促進特別措置法」の対象となっていないことから、財源確保に苦慮しているところであり、「過疎法適用外小規模町村連絡会議」の活動を通じて、国・道に対して「準過疎地域」としての支援を強く要求することとあわせ、財政運営により配意をしてまいりたいと存じます。

二つ目は、地方創生の推進に向けた取り組みであります。

地方創生は

- ・地域産業の活性化と雇用の創出
- ・交流・移住・定住の促進
- ・結婚・出産・子育ての支援
- ・安心して住み続けられる地域づくり

を基本目標とし、具体的な取り組みを推進していくものでありますが、本年度においては重点事業として

- (1) 雇用に対応する多様な住宅対策
- (2) 「しほろ創生賑わい創出事業」推進に向けての組織、拠点の整備
- (3) 土幌高校の魅力向上と町の波及促進事業
- (4) 情報発信機能の充実

を、地方創生推進交付金などを活用しながら積極的に推進をし、定住人口の安定、地域の活性化を図ってまいり所存であります。

三つ目は、活力ある地域産業の振興と地域活性化の推進であります。

基幹産業である農業をめぐって、去年は不順な天候に加え8月の台風による被害が発生し、収穫作業にも苦勞をしたところであります。そのような中であっても農業生産額は十勝においては2,923億円であり、本町においても400億円に達する見込みで、いずれも史上2位となるものであります。改めて十勝・土幌農業の底力を感じるものであり、生産者・関係機関のこれまでの努力に敬意を表すものであります。

その一方で、国際化の進展とあわせ農業改革が急速に進められようとしており、その動向をしっかりと見きわめつつ対応していかなければなりません。

農業を取り巻く環境が変化する中、さまざまな分野で制度の見直し提起されていますが、画一的な改革ではなくして、それぞれの地域情勢に適合して「適地適策」の農政を提起してまいりたいと存じます。

国際化・ブランド化などが志向される中において、これまでの生産性の高い土幌型農業に加えて、農業・農村の多面的機能を発揮しながら

ら、

- ・「食」の発信
- ・多様な経営形態の検討
- ・担い手育成

などの取り組みを、関係機関の皆様と連携しながら推進してまいりたいと存じます。

一方、景気低迷や消費流出が続く中、商工業を取り巻く環境も一層厳しいものがありますが、商工業は農業と並ぶ主要な産業であることとあわせ、高齢社会が進む中にあるには、新たなサービス機能の充実も必要と認識をしているところであります。

今後において、企業・事業所等の進出には積極的に対応してまいりたいと考えており、住宅対策や空き店舗対策など、商工会関係の皆様にも積極的な取り組みに挑戦していただきながら、町内購買への連携、消費者との接点強化、商店街環境の改善など、活性化対策を推進してまいりたいと存じます。

次に、新・道の駅についてであります。昨年1月に十勝で初の「重点 道の駅」の選定を受けながら、建設工事はおおむね予定どおりの進捗であり、開設に向けては、士幌町商工会を施設の指定管理者とし、収益事業者をJA士幌町とat LOCALとして4月23日のオープンを目指して準備が進められているところであります。

新・道の駅は、

- ・士幌の「まち」「食」の発信
- ・街中など拠点へのサイン
- ・防災など道路機能の向上

などの役割を果たしながら、地域の活性化、地域産業の創造に資する拠点として、整備をしてまいりたいと存じます。

次に、労働力不足はいずれの職種においても課題となっているところであり、関係機関と情報を共有しながら対応してまいりたいと存じます。

また、産業振興を進める上で、担い手の育成は重要な課題であり、農業・商工業の女性・青年の活動を促進すべく、産業担い手育成の支援を推進してまいりたいと存じます。

四つ目は、子育て支援の推進であります。

子育て支援は、これまでも主要施策として推進して参りましたが、人口減少に立ち向かうべく、地方創生においても子育て支援は重要なテーマの一つであり、子ども・子育て支援計画（平成27年度～平成31年度）とあわせ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標により、重点施策として事業を展開して参りたいと存じます。

従前より、子育て祝金制度の創設、認定こども園の開設、専門職の配置や保育士の加配による要支援児対策、乳幼児医療費助成の拡大な

どを実施し、前年度においては、保育料の軽減（多子世帯軽減、ひとり親等支援）、学校給食費への支援（小・中学生の3人目以降無料）、学童保育等への支援（学童保育料半額、日中一時支援無料）、産後1か月健診費用の助成（母・子）などを行い、さらに、今年度においては、保育料の軽減（第1子非課税世帯無料、第2子以降無料）、病児（音更町広域）・病後児（認定こども園）保育を実施することといたしました。

また、少人数学級（小学1・2年生30人）や特別支援員の配置とあわせ、前年度にスタートした「土幌町子ども交流センター」や「土幌町こども発達相談センター」の機能を活かしつつ、子育て環境の充実を図ってまいりたいと存じます。

一方、全国的に子供の虐待や事故が頻発している事態を大変憂慮しているところであり、子供の権利擁護や安全対策を関係機関との連携のもと取り組んでまいりたいと存じます。

五つ目は、安心・安全が実感できる町を目指してであります。

少子高齢化、核家族化の進行と相まって、国の社会保障制度が見直される中であって、保健・医療・福祉の推進においては実態や動向に注視をしながら、よりきめの細かい対応が必要であると認識をしているところであります。

まず、健康づくりの推進については、「健康イキキしほろ21計画（第二次）」（平成27年度～平成36年度）や「第2期特定健康診査等実施計画」（平成25年度～平成29年度）に基づき、啓蒙活動の徹底や巡回健診の定着（2会場、10回）を図りながら実施しているところですが、特定健診の実施状況についてはまだ地域差も大きく、全体として目標に達していないのが現状であります。平成29年度において、特定健診受診率60%、特定保健指導率60%の目標達成に向け、積極的に啓蒙活動を展開してまいりたいと存じます。

次に、高齢者及び障がい者の福祉についてであります。第7期介護保険事業計画及び第5期障がい者福祉計画を策定するものであり、保健医療福祉総合推進協議会をはじめ関係者の意見をいただきながら、高齢者・障がい者を取り巻く環境の変化に対応する計画を策定してまいりたいと存じます。

高齢者に関しては、新年度の国の予算においても医療費や介護保険における自己負担が増加する内容となっており、社会保障費抑制の方向は、今後さらに強まることが予想され、その動向をしっかりと見据えなければなりません。

障がい者福祉では、NPO法人「土幌町障がい者支援の会」により「障がい者総合施設」を拠点として、

- ・日中一時支援
- ・地域活動支援センター

・就労継続支援B型

事業が展開されているところであり、NPO法人とも連携しながら機能の充実を図ってまいりたいと存じます。とりわけ、就労の拡充については、町内企業等のご協力をいただきながら推進をする予定であります。

高齢者住宅及び障がい者総合施設の整備により、「福祉村」内におけるハード面の整備がほぼ完了となることから、今後においては、その機能の連携を図りながら、「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取り組みを展開してまいりる所存であります。

さらに、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会など福祉関係団体と連携しながら、全地域で展開されている「ふれあい・いきいきサロン」や「見守りネットワーク事業」など、地域で支え合うシステムづくりを積極的に推進してまいりたいと存じます。

次に、地域医療にかかわってであります。医師・看護師不足、診療報酬の改定などにより、自治体病院を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、一方で地域医療構想や地域包括ケアシステムが提起される中、自治体病院の役割もより多様化の傾向にあります。病院問題は町にとって大きな課題懸案であると認識しているところであり、国保病院が町内唯一の医療機関、保健・医療・福祉を包括する「福祉村」の中核施設としての役割を果たせるよう、サービスの向上と経営改善に向けて、病床数の変更も含めた「町立病院改革プラン」を議会に示しながら、今年度において検討を行い、平成30年度より実施をしてまいりる所存であります。

一方、「東日本大震災」から間もなく6年を迎えようとしていますが、その後も、集中豪雨や火山噴火など全国的に大きな被害が発生しているところであり、昨年8月には、半月の間に4つの台風が上陸・接近するという、かつて経験したことのない状況で、十勝において未曾有の大災害となり、十勝全体が激甚災害の指定を受けたところがあります。本町においても、西上橋の落橋や音更川堤防決壊などの災害が発生する中、初めて本格的な避難勧告を発する状況となりました。

この災害の検証を行い、地域防災計画の見直しや避難所運営の検討を行っているところでありますが、防災機能の充実とあわせ、防災意識の向上を図りながら、“町民誰もが安心・安全を実感出来る地域づくり”に一層留意してまいりる所存であります。

六つ目は、農村環境の充実であります。

21世紀は、食料、環境、エネルギーの世紀と言われる中、自治体における環境対策も一層重要となっているところであります。

本町における環境対策は、従前からの公害防止対策、ごみの適正処理（リサイクル、有料化）、快適環境づくり事業、自然環境保全対策に加えて、省エネとしての「環境マネジメントシステム」（L A S-

E) や新エネルギービジョンを策定して、再生可能エネルギー事業を推進しているところであります。

本年5月25日には、環境自治体会議の全国大会が本町で開催されることになっており、町内関係団体で構成する実行委員会が中心となって準備を進めているところであります。今大会は、平成4年に池田町で開催されて以来25回目となる大会であり、四半世紀における環境問題の変化を確認するとともに、農村における環境の取り組みを発信してまいりたいと存じます。

持続可能な農業、豊かな農村づくりに向け、環境は重要なテーマであり、「環境宣言」の趣旨を体しながら、農村における環境対策を推進してまいり所存であります。

その他、とちぎ広域消防の充実や定住自立圏構想など、広域連携の拡大に取り組むとともに、定住人口の安定に向けた住宅対策の推進、多面的機能支払交付金事業（全町9地区、14,442ha）の継続、農業基盤整備事業（国営・道営）の推進、ふるさと納税の普及・拡大など、主要懸案事業に精力的に取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、平成29年度町予算の概要について申し上げます。

平成29年度一般会計予算額は、77億6,100万円で、前年度に比べ5億1,500万円、7.1%増の予算編成となったところであります。

また、一般会計他7特別会計、1事業会計の合計は、120億5,754万円、対前年度比5.1%減となりました。減額となった主な要因は、農業共済事業が十勝農業共済組合に再編したことにより農作物共済勘定及び業務勘定以外の事業のすべては、十勝NOSA Iの事業となることによるものであります。

主要事業では、子育て世帯向けの公営住宅建替事業として、南百戸、睦団地の6棟12戸の整備に2億1,658万円、移住促進事業として下居辺へき地保育所跡地に、農園付き住宅整備事業に4,000万円、「新・道の駅」外構整備に1,200万円、昨年の台風により被災した西上橋の災害復旧工事に7億8,294万円を計上しました。

町道整備事業では、補助事業、単独事業あわせて、継続6路線、舗装の長寿命化事業として2路線、橋梁の長寿命化修繕に3橋、同じく点検の65橋に3億6,800万円、農道整備事業として2地区に5,000万円を計上したところであります。

道営事業関連では、土地改良事業として基盤整備5地区、1億475万円、林道事業ではワッカ美加登線開設事業に1,500万円を計上しました。

このほか農業関連では、多面的機能支払事業（旧農地・水保全管理事業）に町内9地区の保全隊への補助として1億4,418万円を、また、農業共済事業の十勝NOSA Iとの再編に伴う家畜共済加入者に対し、事務費賦課金の激変緩和措置として、新たに農業共済奨励事業補

助金に1,500万円を計上いたしました。

本年度の子ども・子育て支援の新規事業として、新たな国の制度として、第2子目以降の非課税世帯に対する保育料を無償とすることから、町では課税世帯についても2子目以降の保育料を無償とし、非課税世帯については、第1子より無償とすることとしました。

また、音更町の豊川小児科内科医院で行っている病児保育を利用する保護者に対し、助成制度を設けることとしたほか、病後児保育として、認定こども園の中に町立国保病院より派遣する看護師と保育士の体制で実施することといたしました。このほか、本年度から北海道の制度として、不育治療に対する助成制度がスタートする予定であることから、同額を上乗せ助成することとし、30万円計上いたしました。

移住・定住対策としては、先ほど述べました農園付き住宅整備のほか、既存制度の見直しを行い、みのり野団地への町外からの移住者には100万円に、子育て世帯であれば50万円を加算、町内在住者に対しては50万円に、子育て世帯であれば50万円を加算する制度に変更し、補助額の引き上げを行うところであります。また、大通西団地は町内、町外者を問わず、住宅所得に対し50万円、子育て世帯であれば50万円を加算する制度としました。このほか、中古住宅の購入者、空き地の購入者への補助など、商工会への補助金の中で実施いたします。

空き家・空き地対策として実施してきた調査が終了し、台帳の整理とデータベースを構築したことにより、29年度は、空家等対策協議会（仮称）を立ち上げ、空き家等の利活用や危険家屋対策の計画策定経費として206万円を計上しました。

教育関係では、小学校のICT教育に校内のLAN整備工事、パソコンや大型ディスプレイなどの整備に2,400万円、老朽化したスクールバスの更新に875万円、給食センターの蒸気ボイラーの更新に950万円等を計上いたしました。

このほか、地方創生推進交付金を活用した「しほろ創生賑わい創出事業」として農産物加工施設の実施設設計費、事業推進主体支援委託料として1,619万円、同じく土幌高校での先進技術活用実践学習費用等に900万円、5月に開催する環境自治体会議しほろ会議の開催経費として100万円、昨年度から開始したふるさと納税の特典贈呈事業として、牛肉製品等の贈呈にかかる費用として3,871万円を計上いたしました。

歳入では、町民税関係で、前年が台風や大雨、積雪等の自然災害に対する農産物の収穫に対する影響があったものの、取引高の増高や農業共済金の支払いなどで農業所得は10%ほどの減少と見込んだほか、固定資産税の実績などを勘案し、町税全体では前年度比で1.7%減の、9億3,074万円といたしました。地方交付税も単位費用の減額が見込まれるため、前年度より2.2%減の26億3,000万円としたほか、臨時財

政対策債は、前年度より1,250万円増の2億760万円として計上しました。国庫支出金につきましては、西上橋の災害復旧事業に対する公共土木施設災害復旧費負担金として6億5,287万円を、公営住宅整備のための国庫補助金を見込んだため大幅な増額となりました。減債基金と財政調整基金からは、前年度より9,000万円増の4億4,458万円の繰り入れを見込みました。不足する財源につきましては、備荒資金組合からの還付金として、5億6,700万円を計上いたしました。

今後も、地方交付税の減少や補助金の削減、さらに公債費の増加が予想されることから、本年度で終了する第5期行政改革推進大綱の的確な実施や、経常経費の見直しなど、次期の行政改革大綱の策定を行うとともに、第6期町づくり総合計画の確実な実施に向け、国のさまざまな制度改正等の確に踏まえながら、より一層の財政の健全化を目指してまいります。

次に、一般会計以外の各特別会計等について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、前年度より6,286万円減の11億4,381万円となっておりますが、保険給付費では実績などを勘案し、前年度より4,962万円の減額、共同事業拠出金も1,844万円減といたしました。一般会計からの国保事業に対する繰入額は、前年度より約4,000万円少ない1億254万円といたしました。医療給付費の伸びや、国庫支出金の財政調整交付金も不安定な要素があることから、今後も医療費の動向を注視していかなければならない状況にあります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合への納付金が主なもので、前年度より95万円増の9,659万円となりました。

介護保険事業特別会計につきましては、保険給付費が伸びておりますが、対前年度比で284万円、0.4%増の予算としたところであります。新規事業としまして、今まで介護予防事業として社会福祉法人愛風会に委託して実施していましたが脳晴ればれ塾や筋トレ塾を、本年度からNPO法人ソーシャルビジネス推進センターが、コープさっぽろ・北翔大学から提供される「地域まるごと元気アッププログラム」いわゆる「まる元」のプログラムを実施することとし、一般介護予防委託料として103万円、新たに高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を設置し、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するために、社会福祉協議会への、生活支援体制整備委託料として、479万円を計上しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、前年度に介護報酬引き下げの改定がありましたが、一般会計からの繰入金を増加し、全体では118万円増の5億1,554万円の予算規模となったところであります。

簡易水道事業特別会計では、前年度比で1億8,830万円、68%増の

4億6,214万円の予算となりました。これは、現在継続中であり、管路の整備とあわせ道営農用水事業の経費、2億4,228万円を計上したことによるものであります。これにかかる歳入は、水道事業債により充当するものです。

公共下水道事業特別会計では、終末処理場の長寿命化、耐震化を検討した結果、新設処理場建設のほうが費用的、財政的に有利となることから、平成30年度から施設の更新を図るため、調査設計委託料を9,300万円計上しました。この歳入につきましては、社会資本整備事業交付金、3,940万円を見込むものであり、予算総額では、約38%増の2億1,130万円となりました。

農業共済事業特別会計については、十勝NOSA Iと再編となることから、農作物（小麦）共済勘定と業務勘定の一部のみの予算計上となります。農作物共済勘定では、次年度以降の共済掛金が無くなるため、前年度より4,658万円減の1億8,475万円となります。業務勘定でも、農作物共済に係る運営協議会委員及び損害評価委員の経費のみの100万円の計上となりました。事業にかかわる職員につきましては、十勝NOSA Iへ派遣することとなりました。

国民健康保険病院事業会計では、1日平均の入院で3名の減、外来で11.9人の増とし、収益事業の収入で、前年度比で1,579万円少ない8億7,856万円、支出では、医師1名の増、及び前年度導入したCT装置に係る減価償却費の伸びもありますが、経費の縮減に努めることにより、2,903万円減の9億3,410万円となりましたが、一般会計からの繰入金は前年度と同額の2億6,000万円としたところであります。その結果、現金支出の伴わない減価償却費の範囲内ではありますが、支出のほうが多い赤字予算で計上したところであります。

以上、平成29年度の町政推進と予算の概要に関し所信を述べさせていただきます。

予算案のそれぞれの内容を充分検討の上、原案を承認いただきますようお願い申し上げます。

また、予算の執行にあたっては更にご助言、協力を賜りますようお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。

6 加納議長

日程第6、教育行政執行方針、教育長から教育行政執行方針の申し出がありましたので、これを許します。教育長、登壇願います。

堀 江
教 育 長

平成29年第1回定例会の開会にあたり、平成29年度士幌町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育基本法は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国会及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と、その目的と基本理念を明確にしているところであります。

この理念を踏まえ、町民の信頼と期待に応えるために必要な教育環

境を整備し、教育の質を高めていくことは極めて重要であり、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とする「土幌町教育振興基本計画」に基づき、教育施策の総合的・計画的な推進を図ってまいります。

今日の社会は、人口の減少、少子高齢化に加え、グローバル化、産業構造の変化など数多くの課題を抱えております。

そうした中、本町の学校教育においては、教育実践のテーマである「過去を見直し、今を見極め、先を見据える教育」を基調とし、子供一人ひとりが夢と希望を持って「生きる力」を身につけるため、学校はもとより家庭や地域と連携して「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の調和のとれた育成をめざし、地域の温かい眼差しの中で、未来を担う子供たちが人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく成長するよう充実した教育環境づくりに取り組みます。

また、社会教育においては、すべての人々がスポーツや文化活動など多様な活動に参加し、生きがいを持って心豊かな生活を営み、生涯にわたって学びその成果が活かせる生涯学習社会を展望しつつ、教育行政を推進してまいります。

次に、平成29年度の重点施策について申し上げます。

はじめに、学校教育についてであります。

学校においては、子供たちが社会の一員として自立し、たくましく生きていくため知・徳・体のバランスのとれた子供の育成、すなわち「生きる力」を育成することが極めて重要であります。

生きる力の第一は、「基礎・基本を身につけた確かな学力」であります。

平成28年度の本町の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校では4教科中1教科が全国平均とほぼ同様、3教科が下回り、中学校では4教科全てが全国平均を上回るという結果になりました。

各学校では、子供たちの学力向上のために、全校的な学校改善プランを策定し、継続的な取り組みを粘り強く進める一方、具体的な授業改善や個に応じた指導の充実に努めていますが、今後はそれらの取り組みをさらに充実させてまいります。

平成22年度から各学校及び教育委員会で開始した子供への学習サポートは、年を経るごとに内容が充実し、支援体制や家庭との連携の部分でも着実に効果が見られるようになってきておりますが、今後とも全ての小中学校において、基礎基本の定着、苦手な学習の克服、自主的な学習態度の育成等を図るため、継続することとして、さらに効果の上がる取り組みにしてまいります。

その一つとして、教育委員会が平成26年3月から開始した北海道大学の学生による「学習サポート塾」には多くの小学生が参加し、学習、

読書、運動等で大学生からいろいろなことを楽しく学ぶ機会となり、今後もさらに充実を図りながら継続してまいります。

日常の授業においては、個に応じた指導の一層の充実を図るため、土幌小学校の低学年における少人数学級編制の継続及び中土幌小学校の多人数複式学級の解消のために学級編制の特例認可を受け、町単独による教員の配置を継続実施してまいります。

小規模複式校においては、子供一人ひとりの願いや思いを大事にし、少人数であることのメリットが最大限発揮できる教育活動を展開していきます。また、集団活動や学び合う意識など、多人数でなければ体験できない学習を補うため、東部・西部ブロック別の集合学習を内容に工夫を加えながら、さらに積極的に推進してまいります。

学習指導要領の改訂により、現行制度で小学校第5、6学年で導入されている「外国語活動」を平成32年度から第3、4学年に前倒しし、第5、6学年は「外国語（英語）」の教科とし、第3学年から第6学年までの授業時数が年間35単位時間増えることとなります。中学校の英語は、授業時数は現行と同じですが、平成33年度から授業を原則英語で実施し、指導する英単語数も増えることとなります。

本年度は、次期学習指導要領の全面実施を前に、平成30年度からの移行期間中に先行実施し、平成32年度以降確実に実施することができるよう検討してまいります。

なお、本町ではそうした動きにいち早く対応し、平成26年度から英語指導助手を複数体制にしております。

そのことによって、各小学校の外国語活動や中学校の英語の教科の指導が充実し、児童・生徒も楽しく授業を受けておりますので、今後もさらに各学校と連携し、指導体制や指導方法・内容の充実を図ってまいります。

特別支援教育については、校内連携会議や特別支援教育コーディネーターを中心に、全職員による特別支援教育の推進体制の充実を図るほか、特別支援教育支援員を要所に配置して、子供一人ひとりの能力や可能性を伸ばするきめ細かな指導・支援に努めてまいります。

また、教育委員会、学校、こども園、保育所等の関係機関の連携組織である「土幌町子育て支援連携協議会」で協議し、特別な教育的支援が必要な子供一人ひとりに乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を推進していくため、同協議会で昨年度に作製し配布した「育ちと学びのサポートファイルほろっと」を活用し「個別の教育支援計画」の作成を推進してまいります。

教科指導における情報通信技術（ICT）の活用、情報活用能力の育成、校務の情報化の3つの側面を通して教育の質の向上を目指すため、ICT機器等の整備を計画的に進めてまいります。

学校教育の成果は、教職員の資質能力と熱意によるところが極めて

大きいことから、教職員が教師力を高める機会を拡充するとともに研修内容の充実を図り、能力を最大限発揮できるよう学校運営を支援してまいります。

そのために、学校教育指導の機会を活用したり、各種の研究会・研修会に積極的に参加してプロの教師としての腕を磨く研修を積極的に後押しするよう努めてまいります。

また、教職員の資質や実績を正しく評価することで教職員の意欲を引き出すとともに、学校教育に対する信頼を確保するため、教職員の服務規律の徹底を図ります。

生きる力の第二は、「優しさと思いやりのある豊かな心」の育成であります。

子供たちが、互いを尊重し、ともに支え合いながら社会の一員として成長するためには、学校・家庭・地域が連携しながら、心身の健全な発達を支えていくことが大切です。

命を大切にする心や思いやりの心、公共心や規範意識を育てるため、あるいは社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や飼育・栽培活動など、さまざまな体験活動も取り入れて道徳教育の充実に努めます。

具体的には、道徳の授業を参観日等で広く公開することに努めるとともに、道徳教育用教材「私たちの道徳」や「おもてなしハンドブック」を学校教育全般にわたって有効に活用するよう努めてまいります。

また、「特別の教科 道徳」は、既に学習指導要領の改訂がなされ、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から全面実施となることから、「考え議論する道徳」に基づく授業改善等を確実に推進する必要があります。

そのため、各学校においては、考える道徳の授業のあり方や道徳の評価についての研修の充実を図るとともに、道徳教育にかかわる諸計画を整備するよう取り組んでまいります。

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いかなる理由があろうと、絶対に許さないという強い認識に立ち、緊張感を持って未然防止に努めるとともに、早期発見・早期解消に取り組むことが必要です。

国が示した方針に基づき、教育委員会と各学校が策定した「いじめ防止基本方針」は、それぞれの状況や実態に応じて作られたものですが、小さいいじめはどの学校でも起こり得るものであり、各学校においては必要に応じて見直しを行うとともに、教職員の組織的な取組や児童生徒への指導、保護者・地域への説明を年間を通して推進するよ

う努めてまいります。

生きる力の第三は、「健康とたくましい体力」の育成であります。

平成28年度の本町の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果につきましては、小学校では男女ともに5種目が全国平均を上回り、3種目が全国平均を下回りました。中学校では男子が全国平均を下回った種目が多く、女子は全国平均を上回った種目が多いという対照的な結果となり、課題が明らかになりました。

各学校では、子供たちの運動の日常化の取り組みの実践を行っていますが、体力を向上させるためには、学力と同じように毎日地道に取り組むことが大事なことであり、新体力テストの全学年実施や1校1実践の取り組みをさらに充実させてまいります。

日常の規則正しい生活習慣の確立が、子供たちの心身ともに健やかな成長に大きな影響を与えることから、家庭との連携を強化して、実効性を伴った早寝早起き朝ごはん運動を推進してまいります。

本町の児童生徒は、スポーツ少年団活動・部活動参加率が高く、各種スポーツ競技大会での成果が注目されていますが、健康・体力や運動能力の一層の向上を図る方策として、これらの活動を積極的に支援してまいります。

学校は、子供たちにとって安全で安心して学ぶ場でなければなりません。通学時の安全対策を含めて、実践的な防災・防犯教育を進めるとともに、子供たちの安全・安心を確保し、快適に学ぶことができる教育環境を整備するために、家庭や地域・関係機関との連携を図ってまいります。

子供たちの安全・安心に対する教職員の意識の高揚や学校におけるさまざまな危機を想定し対応する体制の整備を図るとともに、引き続き保護者には、道警「ほくとくん防犯メール」への登録を案内してまいります。

本町の特色ある教育の一つである、食農体験学習「大地くんと学ぼう」は、学校農園で育てた作物を食材として、食品加工研修センターで加工実習を行うほか、地元で生産される農畜産物などを利用した食品加工体験を通して、地域の産業や食育を学ぶなど、管内的にも注目される取り組みとして継続して実施してまいります。

本町における「お弁当の日」の取り組みについては、平成26年度までに町内の全小学校で実施するようになりました。中には、数年前から毎年実施して取り組みが定着したという学校があったり、保護者からも理解され、好評を得ているという学校もあり、確実に取り組みが広がっている印象があります。

今のところは、学校によって取り組み方が異なっていますが、どの学校も子どもが自分でできることに挑戦することを大事にしております。

今後も保護者の理解や協力を得ながらこの取り組みを継続し、「お弁当の日」が家族団らんの機会を増やし、家庭に明るい笑顔をもたらすことにつながることを願うものです。

各小学校間で長い歴史がある都市小学校との交流事業は、子供たちの日常生活では経験することのできない貴重な体験を通して、人間形成に大きな役割を果たすものと考えます。事業実施にあたっては、相互交流を基本とすることから、交流先の理解と協力が必要となりますが、子供たちの心に残る事業実施に向けて協議を進め、本事業の目的達成に努めてまいります。

学校給食では、衛生管理や指導の徹底を図るとともに、食の安全確保に努めてまいります。

平成24年度から行っております安全な給食を提供するための食品放射性物質検査は、本年度も継続し食の安心も提供してまいります。

地産地消の推進につきましては、夏場に町内生産者でつくる「もぎたて市なかよし会」や食品加工研修センターの協力のもと、土幌産の食材を生きた教材として活用し、安心できる給食を提供することで、地域の食文化への理解を深める取り組みを進めていきます。

また、栄養教諭等による食育の指導を通し、望ましい食習慣や生活習慣の確立に努めていくため、平成27年度から月1回、献立の中に「和食の日」を設けており、さらなる和食への理解を深めることといたします。

さらに、アナフィラキシーを起こす可能性のある児童生徒を含め、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活を安心して過ごすためには、各学校の状況に応じ、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立って対応することが重要です。

このため、教育委員会や学校においては、学校給食等における食物アレルギーの対応を進める必要があり、平成27年度に教育委員会が策定した「学校における食物アレルギー対応の指針」及び「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、町内の学校におけるアレルギー対応について、町内の関係者が共通認識を持って対応に当たることにします。

土幌高等学校は、農業及び農業関連産業の担い手育成をめざし、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開してまいりました。

近年は、少子化の影響から、郡部校の存続が極めて厳しい状況にあるものの、本校の農業教育の実践は、望ましい勤労観や職業観を育むとともに、修学支援制度や海外文化交流事業などを活用し、農業の魅力を伝え地域を支える産業人育成のために大きな役割を果たしているところです。

今後につきましても、本校の魅力をより一層高め、環境に配慮した

安全・安心な専門性の高い農業教育を実践することを目標に、全教職員が一丸となって取り組んでまいります。

昨年度開設した土幌町こども発達相談センターの管理・運営を町長から事務委任を受けて教育委員会で実施しております。

児童の心身の発達に関する相談、指導、療育等の支援を行う事業のほか、児童福祉法に基づく指定通所支援事業所として、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業を適切に実施してまいります。

台風等による臨時休業やインフルエンザ等による学級閉鎖などが発生した場合にも授業時数を確保することができるよう、本年度から小・中学校を対象に土曜日に学校行事等を実施した際、少なくとも1回は翌月曜日を休業日とせず授業日とする取り組みを実施してまいります。

また、学習指導要領の改訂に伴い小学校の授業時数が増加するため、授業時数の確保の方策について検討してまいります。

今後、我が国は人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、本町においても児童数が急激に減少することになるため、「少子化に対応した活力ある小学校づくりに向けて」と題した、今後の小学校の在り方に係る当面の方針を昨年度まとめましたが、今後20年間で本町の児童数が半減するという国立機関の推計もあることから、各小学校の将来の児童数を毎年度推計しながらPTAや地区住民の皆様と引き続き協議を行ってまいります。

子供たちの健やかな成長を支えるためには、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子供たちを守り育てる環境をつくる必要があります。

そのため、地域住民や保護者が学校運営に参画し、学校が地域と一体となって子供たちを育み、特色ある学校づくりを推進する「コミュニティ・スクール」を平成30年度から導入するための準備を進めてまいります。

次に、社会教育についてであります。

平成29年度から平成33年度まで5カ年の新たな社会教育中期計画に基づき、各種の社会教育施策を推進してまいります。

町民が生涯にわたって生きがいをもち、充実した生活を実現するために、それぞれのライフステージに応じた学習活動を行って自己実現を図ることが必要であり、その意味では社会教育の果たす役割は極めて重要であると考えます。

近年、核家族化や少子化などの影響により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。このため、家庭教育に資する学習活動や、子育てに関する支援事業の充実に努めてまいります。

生涯学習の推進については、いつでも、どこでも、だれもが必要に応じて生涯学びあえる環境づくりを進める必要であることから、さま

ざまな学習機会の提供に努めてまいります。

少年教育については、サタデースクール、放課後子ども教室、イングリッシュキャンプ、学習サポート塾の継続実施により、自然や生活体験を重視した学習を行い、子供たちの自立心や協調性、社会性などを養い、豊かな人間形成を図る学習機会の充実を図ってまいります。

青年教育については、町づくりのさらなる活性化を図るため、青年組織の主体的活動を支援するとともに、ボランティア活動や地域社会づくり等に参加するなど、若い力の町づくりへの積極的な参加を支援してまいります。

成人一般教育については、学習ニーズに対応した多様な学習機会が必要であることから、生涯学習講座や研修会、出前講座などを開設し、さまざまな学習機会の提供に努めるとともに、各種団体やサークル活動への支援を行ってまいります。

家庭教育については、インターネットやスマートフォンの普及などの社会環境や共働き家庭の増加など家庭環境の変化により、子供を取り巻く環境が大きく変化している中で、新たな課題が発生しています。

そのため、青少年健全育成協議会やPTA連合会などと合同で、教育を考える集いやインターネット安心講座などの学習機会の提供を行い、家庭教育の充実を図ってまいります。

女性教育については、土幌町男女共同参画推進条例を制定して以来、基本計画に沿って関係機関等と連携協力して取り組み、女性団体の活動支援を行っています。引き続き、女性団体の主体的活動を支援し、女性ライフスクールの開設、地区女性学級の支援を行ってまいります。

高齢者教育については、柏樹大学及び同大学院の開設により、スポーツ・ボランティア活動や世代間交流活動を通して心身の健康増進に努め、生きがいのある生活が実現できるよう支援していくほか、豊かな経験を生かした学習活動や社会参加を推進してまいります。

本町における文化活動は、文化協会加盟団体や各種サークルにより自主的な活動が活発に行われています。引き続き文化団体への活動支援や芸術鑑賞会、文化祭の開催を行ってまいります。

したしみ図書館については、生涯学習のための拠点として、町民の読書要求と学習意欲に応えられる資料を収集・提供するとともに、広く町民に親しまれる図書館づくりに取り組んでまいります。

また、子供の読書活動を推進するため、小学校と連携した巡回図書や、読み聞かせ等の活動を継続するとともに、ボランティアサークルの育成を図り、小学校などでの読み聞かせ活動等のさらなる充実を図ります。

スポーツについては、健康や体力の維持・増進のほか、地域コミュニティ形成にも大きな役割を果たすものであり、「町民一人一スポーツ」運動を推進してまいります。

また、町民が個々の体力や健康状態に応じてスポーツに取り組めるよう、初歩的なスポーツ教室や軽スポーツの普及促進に努めるほか、スポーツ推進委員や町体育連盟各競技団体と連携を図り、各種競技大会を開催いたします。

スポーツ少年団活動は、競技技術の向上に加えて、子供たちの健全育成にも大きく寄与するものであり、指導者の養成や日常活動に対する支援に取り組んでまいります。

社会教育施設については、複合施設である総合研修センターが平成6年に開設して以来、生涯学習の拠点施設としての役割を果たしております。

今後も、いつでも・だれもが学ぶことができる施設として多くの町民の方々に利用していただけるよう、利用者のニーズを的確に把握して、要望に十分応えられるよう、施設・設備の維持・管理に努めてまいります。

また、本町では、各地区公民館が地域コミュニティを形成する場として重要な役割を果たしており、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に大きく寄与しています。公民館活動推進委員会への継続した支援を行うとともに、公民館施設は各地区の活動拠点であるとともに災害時の避難場所に指定されていることから、施設・設備の適切な維持・管理を行ってまいります。

その他、食品加工研修センターや総合グラウンド・ゲートボール場・農村運動公園・サッカー場等のスポーツ施設についても、施設延命化のため、適切に維持・管理してまいります。

なお、昨年度の台風により壊滅的な被害を受けたしほろ清流パークゴルフ場については、同地での復旧を断念し新たな施設整備を行ってまいります。

児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を、町長から事務委任を受け、昨年度から教育委員会で実施しております。

小学校との連携を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供してまいります。

以上、平成29年度教育行政執行方針について申し上げます。

教育委員会制度改革により、平成27年度から町長と教育委員会で総合教育会議を開催しておりますが、教育委員会といたしましては、これまで以上に町長と連携して、土幌町教育大綱に掲げる「輝く未来へしほろ創生」の基本理念のもと、今後も次代を担う本町の子供たちの心豊かな成長と、町民の皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造をめざし、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体等との連携を深めて本町教育のより一層の充実・発展のため、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様の一層の理解と協力を心からお願い申し上げます。

加納議長

これで行政報告並びに執行方針が終わりました。

これに関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

ここで昼食休憩とさせていただきます。

午後 0時01分 休憩

午後 1時10分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本定例会に提出された議案について理事者から提案理由総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

柴田副町長

それでは、今期定例会に提案をしております議案の総括説明をいたします。

最初に、一般会計の補正予算の専決処分でございますけれども、2月7日付で専決しました補正予算の承認を1件と議案の関係では一般会計ほか6特別会計及び病院事業会計の補正予算が8件、条例関係では条例の廃止といたしまして農業共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に伴う条例案と児童館条例の廃止に伴う条例案が2件であります。条例の制定では、小規模企業振興基本条例案が1件でございます。議案の第12号から第26号までは、条例の一部改正に伴う条例案でございます。全部で15件であります。そのほか人権擁護委員及び固定資産評価審査委員に係る人事案件が2件と平成29年度当初予算案が一般会計から病院事業会計までの9件でありまして、議案といたしましては合計で37件の議案を提出させていただいております。

それぞれ議案提案の都度、詳細を説明いたしますので、審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。

7 加納議長

[日程第7、監報告第1号「例月出納検査報告」](#)を行います。

職員に朗読させます。

藤内総務係長

監報告第1号。

平成29年3月7日。

土幌町長、小林康雄様。土幌町議会議長、加納三司様。

土幌町代表監査委員、佐藤宣光。

例月出納検査報告。

例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

例月出納検査報告書。

平成28年度11月分、平成28年12月20日、平成28年度12月分、平成29年1月19日、平成28年度1月分、平成29年2月20日、いずれも佐藤、

	森本監査委員。
	下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。
	記以下記載のとおりですので、朗読を省略します。
	以上です。
加納議長 佐藤代表 監査委員 加納議長	代表監査委員の補足説明があれば求めます。 ございません。
8	これで監査報告を終わります。 日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。
瀬口総務 企画課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。 平成28年度一般会計補正予算〔第8号〕専決処分。 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年2月7日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,990万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億5,968万5,000円に改めようとするものでございます。 歳出から説明いたしますので、5ページをごらんください。8款2項2目道路橋梁維持費は、除雪に係る経費といたしまして14節、重機借り上げ料に2,990万円を追加するものです。 次に、4ページの歳入についてですが、9款1項1目地方交付税2,990万円を計上し、収支のバランスをとったところです。 以上で説明を終わります。審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。
加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
加納議長	討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。
9	日程第9、議案第1号「平成28年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。
瀬口総務 企画課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。 議案第1号 平成28年度土幌町一般会計補正予算〔第9号〕。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,489万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億3,458万1,000円に改めようとするものです。

繰越明許費は第2表、繰越明許費に、地方債の補正は第3表、地方債補正によるものとします。

歳出から説明いたしますので、13ページをごらんください。2款1項3目財産管理費及び12目諸費は財源補正で、特定財源としてそれぞれ一般単独事業債、道地域づくり総合交付金を充当。

15目飯島賞贈呈基金費は、表彰対象者がいなかったことから8節、記念品を全額減額し、25節で基金利息を積み立てるもので、特定財源においても同様の変更を行っております。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、通知カード等の関連事務委託料の追加で、特定財源として同事業補助金を全額充当しています。

14ページ、3款1項3目障がい者福祉費は、日中一時支援事業所の利用増による事業給付費180万円の追加で、特定財源として国、道支援事業補助金合わせ91万8,000円を充当。

7目後期高齢者医療費は、精算に伴い負担金1,250万円を減額。

8目国民健康保険費は、国保会計の繰出金を1,649万1,000円減額。

2項1目児童福祉総務費は、中土幌保育園の園児、児童数の増に伴い運営委託料565万2,000円の追加。

2目認定こども園費、11節、需用費及び18節、備品購入費は、4月から実施します病後児保育用の消耗品、布団、加湿器ほか購入で21万2,000円を追加。

4款1項4目病院費では、19節、不採算地区病院の運営に要する負担金の追加に、24節、実績により医療機器整備事業出資金を減額した9,719万8,000円を追加。

5目上水道費は、簡易水道会計への繰出金1,023万円の減額。

2項1目ごみ処理費は、実績見込みにより指定ごみ袋取り扱い業務委託料22万4,000円を追加するものです。

2目し尿処理費は、実績により十勝環境複合事務組合負担金46万5,000円を追加し、特定財源として教育・福祉施設整備事業債10万円を減額するものです。

6款1項2目は、農業共済事業再編補助金6億8,146万6,000円で、特定財源として農業災害補償基金残余繰入金同額を充当。

3目農業振興費は、農業経営資金利子助成事業でてん菜及びスイートコーンの共済金立てかえ払いにかかわる農協への金利助成14万8,000円を追加、青年就農給付金は対象者の減に伴い536万9,000円を減額し、特定財源同額も減額しております。

16ページ、4目農業振興基金運用事業費の2つの事業助成金は、実績で1,152万円を減額、25節、農業振興基金積立金は6,087万6,000円

を追加し、特定財源として同基金利子収入、指定寄附金ほかを追加または減額したものです。4,935万6,000円を充当。

5目農業振興人材育成基金運用事業費は、実績により人材育成団体活動助成金6万6,000円を減額、基金積立金34万4,000円を追加し、特定財源として同基金利子収入を充当。

7目土地改良事業費は、道営事業及び町事業の実績により委託料及び移転補償費1,300万円を減額。特定財源として公共事業債ほか2事業債合わせた1,200万円を減額。

8目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費は、実績により同事業助成金を減額し、同基金積立金227万3,000円を追加、特定財源として基金利子収入に雑入金を減額した17万3,000円を充当。

17ページ、2項1目林業振興費及び2目林道費は財源補正で、エゾシカ対策費に係る地域づくり総合交付金7万円を追加、辺地対策債は実績により120万円を減額しております。

7款1項1目商工振興費は、中小企業者事業資金保証料等補給金80万円の追加。

2目観光振興費では、下居辺交流施設プラザ緑風修繕料51万円を追加し、特定財源の財源補正として実績により一般単独事業債ほか合わせ480万円を減額しています。

8款1項1目土木総務費及び3目の公園管理費は、実績見込みにより電気料及び修繕料を合わせ340万円を減額。

18ページ、2項2目道路橋梁維持費は、燃料費82万9,000円を追加。

3目道路橋梁新設改良費では、3節、職員手当等50万円を追加、13節、各委託料から22節、工事支障物件移転補償費は事業実績により合わせまして9,050万円を減額。特定財源として社会資本総合整備事業交付金5,390万円減額、辺地対策事業債ほか2事業債を追加または減額した630万円を充当。

3項1目河川維持費は、用地登記委託料86万円の減額。

19ページ、4項1目公共下水道事業費は、下水道事業会計の繰出金999万5,000円を減額。

5項2目住宅建設費では、事業実績により公営住宅解体工事142万円を減額。

9款1項1目消防費、とかち広域消防組合の各負担金50万8,000円を減額。

10款2項1目学校管理費は、財源補正で特定財源として一般単独事業債を減額。

20ページ、5項1目社会教育総務費は、放課後子ども教室施設備品購入47万8,000円を追加し、特定財源として道補助金46万円を充当。

4目公民館費及び5目総合研修センター管理費では、財源補正で実績により各一般単独事業債を減額。

14款1項1目道路橋梁災害復旧費は、実績により事業用調査設計委託料190万円を減額し、特定財源として単独災害復旧事業債130万円を減額しております。

次に、歳入について説明いたしますので、10ページをごらんください。特定財源以外の一般財源ですが、15款2項1目不動産売払収入は、北海道開発局施工の実勝排水路16号工区工事用地の売払収入2,689万9,000円を追加。

11ページ、19款5項5目雑入におきまして、備荒資金組合納付還付金1,333万5,000円を減額し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをごらんください。第2表、繰越明許費ですが、国の補正予算等を活用し、実施する事業において、年度内に完了することが困難な事業を計上しております。全部で5つの事業、総額19億8,208万円を翌年度へ繰り越し、実施しようとするものです。

次に、6ページ、第3表、地方債補正ですが、各事業費の確定等に基づきまして、起債限度額についてそれぞれ変更するとともに、事業が起債の対象外または未実施となったことにより廃止するものでございます。

なお、21ページには一般職の給与費明細書を、22ページは地方債の現在高の見込みに関する調書をそれぞれ掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。審議いただき、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

加納議長
清水議員

これから質疑を行います。ございませんか。6番、清水議員。

16ページの先ほど説明がありました農業共済事業再編補助金について内容を説明してください。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木よりお答えをいたします。

3月31日に予定をしております十勝NOSA Iとの組織再編に伴いまして、今年度末で事業が終わりとなる家畜共済、それから畑作物共済、この2つの共済について事業を引き継ぐために、法定積立金、それから特別積立金、それから責任準備金及び今年度剰余金を十勝NOSA Iに譲渡するものでございます。内訳といたしまして、家畜共済のほうでは2億6,051万7,000円、畑作物共済では4億2,094万9,000円と。このお金を十勝NOSA Iに補助金として支出をするというものでございます。

以上で説明を終わります。

加納議長

ほかにごございませんか。

(なし)

加納議長

それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。

		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 0		日程第10、議案第2号「平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案の理由を求めます。保健福祉課長。
	大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第5号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,649万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億889万7,000円に改めようとするものであります。 歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。7款1項1目高額医療費拠出金につきましては、高額医療費拠出金確定に伴うもので、93万9,000円を追加し、3,293万9,000円とするものです。 4目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、共同事業拠出金確定に伴うもので、1,743万円を減額し、2億7,065万4,000円とするものであります。 歳入について説明いたしますので、4ページをお願いいたします。9款1項1目一般会計繰入金につきましては、国民健康保険事業繰入金を1,649万1,000円減額し、財源調整を図ったものであります。 以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いいたします。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 1		日程第11、議案第3号「平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加

	<p>し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,524万3,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、29万1,000円を追加するもので、これは収納しました保険料を広域連合に納付いたします保険料等負担金の不足により増額補正するものであります。</p> <p>次に、歳入の説明をしますので、4ページをお開き願います。1款1項2目普通徴収保険料につきましては、この同額を追加するものであり、これは現年度分普通徴収保険料29万1,000円を広域連合の賦課情報をもとに追加補正するものであります。</p> <p>以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 2	<p>日程第12、議案第4号「平成28年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より平成28年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,194万5,000円とするものであります。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費は、実績見込みにより150万円の減額補正で、7,850万円とするものであります。特定財源といたしましては、制度のルールに基づき国の現年度介護給付費負担金30万円ほか記載のとおり見込むものであります。</p> <p>2款4項1目高額介護サービス費は、実績見込みより地域密着型介護サービス費と同額の150万円の増額補正で、1,400万円とするものであり、予算の組み替えでございます。特定財源としましては、制度のルールに基づき記載のとおり見込むものです。</p> <p>4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、78万2,000円を増額補正するものであります。これは、負担金等の返還、精算交付及び繰越</p>
大森保健福祉課長	

	<p>金精算による積み立てによるものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 3	<p>日程第13、議案第5号「平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。</p>
増 田 建設課長	<p>建設課長、増田から平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,728万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,655万6,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>繰越明許費は、第2表、繰越明許費によるものとします。</p> <p>最初に、歳出予算から説明しますので、6ページをごらん願います。2款1項1目水道施設費の13節、委託料は、100万円減額、14節、使用料及び賃借料は10万円減額、15節、工事請負費では移設工事及び各種工事等の精算により2,512万2,000円の減額、17節、公有財産購入費は10万円の減額、22節、補償補填及び賠償金18万7,000円の減額によるものでございます。特定財源につきましては、水道管移設工事負担金1,794万8,000円減額、水道施設費繰入金968万円を減額するものでございます。次に、3款1項2目利子の23節償還金利子及び割引料を77万8,000円減額し、特定財源では簡易水道事業債償還利子繰入金を55万円減額するものでございます。</p> <p>次に、歳入の一般財源について説明いたしますので、5ページをごらんください。4款1項1目繰越金で前年度繰越金に89万1,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>次に、3ページをごらんください。第2表、繰越明許費ですが、国の補正予算を活用して実施する事業において、年度内に完了することが困難な事業を計上しております。2事業で総額2億9,000万円を翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。</p>

		<p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 4		<p>日程第14、議案第6号「平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
	増 田 建設課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。</p> <p>建設課長、増田から平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,036万7,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項2目下水道管理費では、13節、委託料で事業の精算、執行残合わせまして1,000万円を減額し、15節、工事請負費についても事業精算により100万円減額するものでございます。特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金を282万円の減額、公共下水道事業に対する繰入金596万4,000円を減額するものでございます。</p> <p>次に、3目集落排水管理費では、財源補正を行い、一般会計から繰入金403万1,000円を減額するものです。</p> <p>次に、歳入の一般財源について説明いたしますので、4ページをお開きください。5款1項1目繰越金で前年度繰越金181万5,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただくようお願い申し上げます。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p>

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第7号「平成28年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長、高木より平成28年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第6号〕について説明申し上げます。

第1条、家畜共済勘定、畑作物共済勘定及び業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ家畜共済勘定2億4,227万3,000円、畑作物共済勘定3億9,726万7,000円、業務勘定36万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を家畜共済勘定は9億5,038万円に、畑作物共済勘定は10億715万9,000円に、業務勘定は1億3,799万9,000円にそれぞれ改めようとするものであります。

家畜共済勘定の歳出予算を説明いたしますので、5ページをお開き願います。十勝NOSA Iとの再編にあたり、家畜共済の純財産であります法定積立金、特別積立金、責任準備金、剰余金を本年5月中に引き渡す必要があり、一般会計に繰り出しを行い、一般会計から補助金で十勝NOSA Iに支出をするものであります。

2款1項3目翌年度家畜共済金、19節、家畜責任準備金699万6,000円、3款1項2目翌年度診療獣医費、13節、技術責任準備金1,124万8,000円は、翌年度に繰り越すための予算ですので、全額減額し、4款1項3目他会計繰出金、28節、繰出金で2億6,051万7,000円の追加でございますが、法定積立金、特別積立金、責任準備金、剰余金の合計額を一般会計に繰り出すものであります。特定財源としましては、農業災害補償基金繰入金2億4,227万3,000円を充当するものであります。

歳入につきましては、全額特定財源で説明しましたので、省略いたします。

次に、畑作物共済勘定の歳出予算を説明いたしますので、9ページをお開き願います。先に4款を説明いたします。4款1項1目基金繰出金、25節積立金で63万2,000円の追加でございますが、前年度のばれいしょ共済金は仮払いをしておりましたが、本年度の精算で仮払金と同額で決定をしております。前年度において仮払金支払いのために一時的に基金から借り入れていた金額を戻すために基金に積み立てをしようとするものでございます。

次に、2款に戻っていただきまして、1項1目ばれいしょ共済金63万2,000円の減額でございますが、歳出予算の調整でございます。

次に、家畜共済同様に十勝NOSA Iとの再編にあたり畑作物共済の純財産であります法定積立金、特別積立金、畑作物支払備金、剰余金を本年5月中に引き渡す必要があり、一般会計に繰り出しを行い、一般会計から補助金で十勝NOSA Iに支出をするものであります。

2 款に戻っていただきまして、1 項 8 目翌年払畑作物共済金、19 節、畑作物支払備金 2,368 万 2,000 円は、翌年度に繰り越すための予算ですので、全額減額をいたしまして、4 款 1 項 2 目他会計繰出金、28 節、繰出金 4 億 2,094 万 9,000 円の追加でございますが、法定積立金、特別積立金、支払備金、剰余金の合計額を一般会計に繰り出すものであります。特定財源としましては、農業災害補償基金繰入金 3 億 9,726 万 7,000 円を充当するものであります。

歳入につきましては、全額特定財源で説明をいたしましたので、省略をいたします。

次に、業務勘定の歳出予算を説明いたしますので、13 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費で本年 3 月 31 日に土幌町の農業共済事業が廃止となることから、農業共済事業町営 43 年を振り返る会を開催するため、8 節、報償費で表彰報償費 13 万 5,000 円を追加、11 節、需用費では消耗品費 4 万 6,000 円、食糧費 18 万円を追加するものでございます。

次に、12 ページの歳入を説明いたします。7 款 1 項 1 目 1 節繰越金で 36 万 1,000 円の追加ですが、本科目で収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第 7 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 6 日程第 16、議案第 8 号「平成 28 年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国民健康保険病院事務長。

山下病院事務長 国保病院事務長、山下より平成 28 年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第 3 号〕について説明申し上げます。

第 2 条、業務の予定量につきまして、年間患者数、入院 1 万 7,520 人を 1 万 2,775 人に、外来では 2 万 347 人を 2 万 2,001 人に改め、(3)、1 日平均患者数の入院 48.0 人を 35.0 人に、外来 83.7 人を 90.5 人に改めるものです。(4)、主な建設改良事業費、有形固定資産購入費では、4,656 万 7,000 円を 4,278 万 5,000 円に、病院改良事業費 1,249 万 6,000 円

を1,199万5,000円に改めるものです。

第3条の収益的収入及び支出の予定額では、収入、1款病院事業収益8億9,435万円を8億4,501万9,000円に、1項医業収益6億633万8,000円を4億5,700万7,000円に、2項医業外収益2億8,801万2,000円を3億8,801万2,000円に改めるものです。

支出、1款病院事業費用9億3,978万3,000円を9億946万6,000円に、1項医業費用9億2,165万4,000円を8億9,133万7,000円に改めるものです。

第4条の資本的収入及び支出の予定額では、収入、1款資本的収入7,823万3,000円を7,675万1,000円に、ページがかわりまして、1項一般会計出資金6,713万3,000円を6,433万1,000円に、2項国保会計繰入金270万円を432万円に、3項企業債840万円を810万円に改めるものです。

支出、1款資本的支出1億1,300万2,000円を1億871万9,000円に、1項建設改良費5,906万3,000円を5,478万円に改めるものです。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費5億9,592万1,000円を5億8,273万3,000円に改めるものです。

第6条では、他会計からの補助金2億6,000万円を3億6,000万円に改めるものです。

第7条では、棚卸資産購入限度額8,420万5,000円を7,010万5,000円に改めるものです。

それでは、補正予算説明書に基づき支出から説明させていただきますので、6ページをお開き願います。支出、1款1項1目給与費では、実績手当の減額のほか、人事異動や退職に伴い賃金や法定福利費で1,318万8,000円を減額するもので、2節、手当で108万4,000円の減額、3節、賃金で318万1,000円の減額、4節、法定福利費で892万3,000円を減額するものです。

2目材料費では、1節、薬品費で入院患者数の減などにより952万9,000円を減額、2節、診療材料費も同様に182万3,000円を減額、3節、給食材料費も274万8,000円を減額するものです。

3目経費では、実績等を勘案し、501万1,000円を減額するもので、1節、報償費では出張医の増加により230万1,000円の増、14節、委託料で731万2,000円を減額するものです。

5目資産減耗費では、固定資産除去費の確定により198万2,000円を増額するもので、主な増加要因は旧CT装置の処分に係るものとなっています。

続いて、収入について説明いたしますので、5ページをお開き願います。収入、1款1項1目入院収益につきましては、実績から年間患者数の減により1億1万円を減額するものです。

2目外来収益につきましては、外来患者数は計画よりも増加していますが、患者1人当たりの単価の減少により4,956万円を減額するものです。

3目訪問看護収益につきましては、8月以降実績を重ねまして23万9,000円を増額するものです。

2項医業外収益、2目他会計負担金では、経営基盤強化策に要する負担金として1億円を増額し、3億6,000万円とするものです。なお、他会計負担金を入れても不足する当年度純損失額は6,444万7,000円となる見込みです。

次に、資本的収入及び支出について説明いたしますので、7ページをお開き願います。支出についてですが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費及び2目の病院改良事業費につきましては、入札等による執行残428万3,000円を減額するものです。

収入では、1款1項1目一般会計出資金で医療機器購入事業にかかわる額の確定により280万2,000円を減額。

2項1目国保会計繰入金でも医療機器整備事業完了による額の確定で162万円増額。

3項1目企業債も工事完了による額の確定で30万円を減額するものです。

そのほか補正予算にかかわり給与費明細書、また説明資料127ページには決算見込みの状況を添付いたしましたので、参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

17 日程第17、議案第9号「土幌町農業共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
柴田副町長 議案第9号 土幌町農業共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案について説明をいたします。

これは、本年1月27日調印いたしました十勝管内農業共済組織再編確認書に基づき、本年3月31日をもって本町が農業共済事業を廃止するために関係条例を整備するものであります。

まず、説明資料の6ページをお開きください。再編期日を3月31日としますので、畑作物共済は平成29年産につきましては十勝NOSA Iの責任となります。農作物共済、麦は昨年秋に引き受けしておりますので、29年産の共済金及び無事戻し金の支払いは、本町が行うこととなります。

家畜につきましては、本来は3月30日いっぱいまで廃止となりますが、31日からは十勝になるわけでございますけれども、家畜共済の引き受け開始が4月2日であり、3月31日と4月1日の業務を十勝NOSA Iが行う場合、2カ月分の責任準備金を十勝NOSA Iに引き継ぐ必要があることと士幌農協との嘱託契約が28年度いっぱいのため、3月31日の1日間については本町での業務といたして、4月1日から十勝NOSA Iの業務とすることとなります。

議案に戻っていただきまして、まず第1条ですが、第1号で農業共済条例の廃止であります。施行日は、平成29年3月31日であります。

第2号では、農業災害補償基金条例を廃止するもので、農作物共済が1年残りますので、施行日は平成30年4月1日ということになります。

第2条ですが、報酬に関する条例で、説明資料の7ページをごらんください。農業共済事業運営協議会、損害評価会の委員に関する報酬を削除するものであります。この施行日は、平成30年4月1日であります。

第3条、第4条は、士幌町課設置条例の一部改正であります。第3条の施行期日は、平成29年4月1日ではありますが、農作物共済は残りますので、第9号から第11号までの畑作物及び家畜共済にかかわるものを削除し、12号のその他農業共済に関する事項については、号数を9号に繰り上げるものでございます。

次のページの第4条でございますが、施行時期が平成30年4月1日のもので、これで全ての共済事業にかかわる事項を削除するものであります。

次に、第5条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正では、現在の共済グループの職員を十勝NOSA Iに出向するため、改正するものであります。また、派遣する職員に管理職員がいるため、派遣職員の給与の中に管理職手当を追加するものであります。この施行期日は、公布の日からであります。

議案に戻っていただきまして、経過措置でありますけれども、第2号で29年度産の麦についての農作物共済は、従前の例によるものといたします。

第3号の家畜共済の3月31日の取り扱いについては、本町の共済事業とするものであります。

第4号、共済条例の廃止にかかわらず、共済会計に属する債権、債

		務は今までどおりとするものであります。
		第5号の共済条例第149条第1号は農作物勘定、第4号は業務勘定を示すものでありまして、共済事業を廃止しても平成30年3月31日までは、農作物及び業務勘定を残すというものであります。
		以上、議案第9号の説明といたします。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
18		日程第18、議案第10号「土幌町児童館条例を廃止する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴田副町長	議案第10号 土幌町児童館条例を廃止する条例案について説明をいたします。 この条例では、旧下居辺へき地保育所を下居辺児童館としておりましたが、取り壊しに伴いまして児童館条例を廃止をするものであります。
		施行時期は、公布の日からとするものであります。
		以上、簡単ですけれども、議案第10号の説明とさせていただきます。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
19		日程第19、議案第11号「土幌町小規模企業振興基本条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴田副町長	議案第11号 土幌町小規模企業振興基本条例案について説明をいたします。 この条例は、新規条例の制定でありまして、小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する施策の推進のため、条例を制定

しようとするものであります。

第1条は、この条例の目的でありまして、小規模企業の振興に関し、基本理念その他基本事項を定め、町の責務を明確にし、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経済の活性化、町民生活の向上に寄与することとしています。

第2条は、定義でありまして、特に小規模企業者とは中小企業基本法に定める常時雇用の従業員数が製造業や建設業などでは20人以下、商業、サービス業では5人以下の事業者をいうものとしております。

第3条では、基本理念でありまして、小規模企業者の成長発展、経営の向上、改善や国、道、町との連携することなどを基本として行うことなどを掲げています。

第4条は、基本理念に基づき小規模企業の振興に関する施策を実施することと町の責務に関し規定をしております。

第5条では、小規模企業者は、基本理念に基づき経営の向上や地域の振興に努めることなど小規模企業者の役割についての規定であります。

第6条は、経営の向上などに対し積極的な支援を行うよう商工会の役割についての規定をしているものであります。

第7条は、金融機関の協力についての規定であります。

第8条は、町は小規模企業の振興に関する施策についての基本方針や町が総合的かつ計画的に講ずるべき施策などについて基本計画を策定するものとする規定でありまして、その基本計画はおおむね5年間の計画とするものであります。

第9条は、小規模企業の振興に関する施策の実施に当たり、経営基盤の強化や新たな事業展開への支援など、ここに記載の第1号から第7号までを町が行う基本施策とすることとしております。

第10条は、町の財政上の措置、第11条は委任についての規定であります。

以上がこの条例の概要でありまして、附則の施行時期でございますけれども、公布の日から施行するものとしております。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第12号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第12号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、地方税法の改正によるものでありまして、個人町民税、軽自動車税、法人町民税などの一部改正であります。

説明資料の12ページから30ページまでは、新旧対照表を載せてございますけれども、10ページと11ページの平成28年度税制改正の要旨で説明をいたします。この表の右側の欄に改正する条例及び適用期日を載せてありますので、改正項目と改正内容のみを今回は説明させていただきます。

まず、第1条でございますけれども、個人住民税の住宅ローン控除の適用期限の延長であります。適用期間を2年間延長し、平成43年度までとするものであります。

次に、軽自動車税ですが、グリーン化特例の延長であります。軽自動車の燃費により税率を低くするグリーン化特例を1年延長し、平成29年度までに取得するものに限り延長するというものであります。

その他については、文言の改正でございます。

次に、第2条でございます。法人町民税の税率の引き下げであります。これは、地域間の税源の偏在制を是正しまして、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の税率を下げ、あわせて地方法人税の税率を引き上げ、その税収を交付税原資化とするもので、12.1%を8.4%に引き下げるものであります。これは、平成31年10月1日以後に開始する事業年度からの適用となります。

次は、軽自動車税ですが、環境性能にすぐれた自動車の普及を促進する税制上の仕組みとして、平成31年10月1日の消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、軽自動車税環境性能割を創設することに伴う所要の規定の整備であります。

①の納税義務者等にかかわる規定の改正及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更をするものであります。表中で、車を取得する際に今までは道税の取得税が環境性能割として道税と町税の2本立てになります。表中下段では、所有している毎年の税金については、種別割となりますけれども、町税、道税の区分は変わりありません。

11ページの②です。①の環境性能割の課税標準と税率ですが、区分は電気自動車、ガソリン車で平成32年燃費基準達成の車、それから平成27年燃費達成車プラス10%の達成車で、それ以外は営業車、自家用車の区分で太線の中の税率で課税されます。この率は、技術開発の動向により2年ごとに見直しをされることになっております。

③では徴収方法、申告納付、過料、減免についてでございますけれども

ども、④で特例の追加として当分の間これらの申告や徴収については、北海道が行うこととなります。

5のその他の関連規定の整備では、みなし課税の規定、それと日本赤十字社の所有する軽自動車のうち救急用のものを非課税とする規定の改定であります。

第3条では、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備、第4条では、町たばこ税に関する経過措置にかかわる改正でありまして、第19条第3号の改正であります。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を挟みたいと思います。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

21

日程第21、議案第13号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、去年の人事院勧告に伴い改正するもので、給与表等は昨年改正をしておりますが、今回は扶養手当について改正をしようとするものであります。

説明資料の32ページから34ページまでは、新旧対照表を載せてございますけれども、31ページの配偶者等に係る扶養手当の見直しで説明をいたしますが、あわせて32ページをごらんいただきたいと思います。31ページの扶養親族欄の配偶者ですけれども、新旧対照表32ページの改正案の第7条第2項第1号が配偶者であります。第2号が子でありまして、第3号が22歳までの孫、第4号が60歳以上の父母及び祖父母、第5号が22歳までの弟、妹、それから第6号が重度心身障害者で、31ページの父母等は、この第3号から第6号までを指しております。現

行の扶養手当を平成30年度の金額に改正をするもので、配偶者の手当を1万3,000円から6,500円に下げ、子の手当を6,500円から1万円に上げるものであります。父母等については、変更はありません。これ以外につきましては、それぞれ文言等の改正であります。

附則でございますけれども、施行時期は平成29年4月1日でありまして、第2条では平成30年3月31日までの間の特例を規定するもので、金額といたしましては、表の平成29年度の数額とするものであります。

なお、欄外に記載してあります職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当は、28年度が1万1,000円ですが、29年度は1万円、父母等に係る手当は9,000円とし、平成30年度以降は表の数額とするものであります。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

22

[日程第22、議案第14号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、改正するものであります。

説明資料は、35ページからであります。この改正は、法律上親子関係に準ずる子を養育する場合も育児休業の対象とすることについて制度が拡大されたことから、養育里親についても育児休業を取得できるように改正するもので、第2条の2の追加、第3条、第10条及び第20条の改正、その他これらの改正に伴い所要の改正を行うものであります。

改正時期は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第14号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
23・24 25		<p>日程第23、議案第15号「土幌町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例案」、日程第24、議案第16号「土幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例案」、日程第25、議案第17号「土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、以上3件を関連議案として一括議題といたします。</p>
	柴田副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第15号、議案第16号、議案第17号の条例の一部改正をする条例案について説明をいたします。</p> <p>これらは、いずれも介護保険法の改正に伴い改正をするもので、まず議案第15号 土幌町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例案ですが、説明資料は39ページでございます。第1条で、引用条項の改正であります。</p> <p>議案第16号は、説明資料の40ページでございます。第4条で地域包括支援センター運営協議会の設置について明文化をするものであります。</p> <p>議案第17号は、説明資料41ページです。第1条では引用条項の改正、第3条で人員に係る基準及び員数の改正でありまして、主任介護支援専門員について5年ごとに主任介護支援専門員研修を受けることを義務づけるよう改正をするものであります。</p> <p>その他につきましては、引用条項や文言などの所要の改正であります。</p> <p>施行時期であります。いずれも公布の日から施行をするものであります。</p> <p>以上、議案第15号から17号の説明とさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>これから一括して質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、一括して討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
		<p>これから議案第16号を採決します。</p>

加納議長	<p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第17号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
26	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第26、議案第18号「土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
柴田副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第18号 土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い改正をするものであります。</p> <p>今回の改正は、顔写真のような特定の個人を識別できるものを個人情報と位置づけるとともに、思想や信条等を含む個人情報を要配慮個人情報と定義づけるものであります。</p> <p>説明資料は42ページからであります。まず、目次の欄ですが、文言等の改正であります。</p> <p>第2条に今説明したことを定義づけをしたものであります。</p> <p>44ページの第15条では、開示義務を定めているものでございますけれども、第2号ではア、イ、ウに掲げる情報については開示できるものとするを新たに追加をするものであり、特にイにおいて、生命、健康や財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、開示請求者に開示できるものとなるものであります。</p> <p>その他につきましては、法律の改正により所要の改正を行うものであります。</p> <p>附則でありますけれども、施行期日は平成29年5月30日からとするものであります。記載の目次の改正などについては、公布の日からとするものであります。</p> <p>第2項では、この改正と同時に土幌町情報公開・個人情報保護審査会条例についても一部を改正をするもので、同じく説明資料の47ページをごらんください。第1条第2項の引用条項を改正をするものであります。</p>
加納議長	<p>以上で議案第18号の説明とさせていただきます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>

		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
27		日程第27、議案第19号「土幌町情報公開条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第19号 土幌町情報公開条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 これは、行政機関等の有する個人情報の適正かつ効率的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正するものであります。 説明資料は48ページからであります。まず、第6条第1項第1号中の改正でございますけれども、議案第18号にもありましたとおり、顔写真などの特定の個人を識別できるものを個人情報とするものであります。 附則でありますけれども、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効率的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行日、平成29年5月30日からとするものであります。 以上、議案第19号の説明とさせていただきます。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
28		日程第28、議案第20号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長	<p>議案第20号について説明をいたします。</p> <p>これは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い改正をするものであります。</p> <p>説明資料は49ページであります。第1条及び第5条の引用条項の改正であります。</p> <p>附則であります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日、平成29年5月30日とするものであります。</p> <p>以上、議案第20号の説明とさせていただきます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
29	<p>日程第29、議案第21号「土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
柴田副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第21号 土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、農地利用集積円滑化基金の運用益の有効利用を図るために改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料は50ページでございます。第5条第4号として、その他町の農業振興のために必要な事業を追加するもので、運用益を毎年積み立てている状況でありますので、この利息につきまして農業振興基金の事業に充てるためにこの改正をしようとするものであります。</p> <p>附則の施行時期は、平成29年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上、議案第21号の説明とさせていただきます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p>

柴 田
副 町 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第22号「土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、日程第31、議案第23号「土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、以上2件を関連議案とし、一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

議案第22号及び第23号の説明をいたします。

これらの条例の改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、所要の規定を整備するために改正をしようとするものであります。

最初に、議案第22号ですが、この改正の主なものとは居宅サービスの通所介護のうち利用人員が18人以下の事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、新たに地域密着型通所介護の規定を設ける省令改正が行われたためでありまして、今まで都道府県が事業所を指定していたものを市町村の管轄になるもので、条例に該当サービスに関する規定を追加することと、認知症対応型通所介護、認知症高齢者専用のデイサービスでございますけれども、これらについて運営推進会議の開催を義務づける省令改正が行われたため、条例の当該会議の開催を義務づける規定を追加するものであります。

説明資料は51ページからでございますけれども、57ページをお開きください。第3章の2として、地域密着型通所介護についての基本方針、第2節では人員に関する基準、60ページの第3節、設備に関する基準、61ページ、第4節、運営に関する基準、特に66ページの第61条の17で地域との連携等で、67ページになりますけれども、運営推進会議の設置を義務づけをしております。

69ページの第5節では、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準では、指定療養通所介護の事業の基本方針等について定めたところであります。

また、81ページからは、指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針の中にも運営推進会議の設置を義務づけをしております。

あとは、ただいま説明したものの関係する条項の改正や文言など所要の改正をするものであります。

議案第23号では、説明資料108ページ、第41条で運営推進会議の開催を義務づける改正を行うものであります。

あとは、引用条項、文言などの所要の改正を行うものであります。

附則の施行期日は、平成29年4月1日からとするものであります。

経過措置につきましては、本町にこの対象事業がありませんので、説明は省略させていただきます。

	加納議長	以上、議案第22号及び第23号の説明といたします。 これから一括して質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、一括討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第22号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これから議案第23号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (な し)
3 2	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第32、議案第24号「土幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
	柴 田 副 町 長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第24号 土幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 これは、幼保連携型認定こども園において、病後児保育事業を実施するために改正をしようとするものでありまして、第3条の実施事業の中に第3号として病後児保育事業を追加するものであります。 附則の施行期日は、平成29年4月1日からとするものであります。 以上、議案第24号の説明とさせていただきます。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第24号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
33・34	柴 田	日程第33、議案第25号「土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第34、議案第26号「へき地保育所条例の一部を改正する条例案」、以上2件を関連議案とし、一括議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第25号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

副町長 利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第26号へき地保育所条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、幼保連携型認定こども園を利用する多子世帯及び町民税非課税世帯の利用者負担の軽減を図るために改正をしようとするものであります。

新年度から国は、非課税世帯に対しまして第2子以降の幼児等に係る保育料を無料とすることから、本町におきましては、これを拡大しまして非課税世帯は第1子目から、課税世帯は第2子目以降を無料にすることとする改正であります。

説明資料につきましては、120ページからであります。同じく議案第26号、へき地保育所においても同様の改正をするもので、説明資料126ページでは、上限額を載せているため、非課税世帯のところのみの改正でございますけれども、課税世帯の第2子目以降の無料については施行規則で定めているため、今回の改正には載せてございませんけれども、規則で同様の改正を行います。

附則の施行期日は、平成29年4月1日からとするものであります。

以上、議案第25号、第26号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

35 日程第35、議案第27号「[人権擁護委員の推薦について](#)」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

小林町長 議案第27号は人事案件でありますけれども、人権擁護委員の推薦についてということで、人権擁護委員法第6条3項に基づき、議会の意見を求めるものでありますけれども、委員については小林宏氏でありますけれども、再任をするということで、任期については平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間ありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

36

- 加納議長 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第27号を採決します。
- 本案について当議会の意見は、適任とすることに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 加納議長 異議なしと認めます。
- よって、本案については適任とすることに決定しました。
- 日程第36、議案第28号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。
- 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
- 小林町長 議案第28号も人事案件で固定資産評価審査委員会委員の選任でありますけれども、任期満了に基づいて新たに選任するということであり、再任するものであって、記載のとおり宗原徳雄氏でありますけれども、再任するものであって、任期については平成29年の5月9日から平成32年の5月8日までの3年間あります。よろしく同意いただくようお願い申し上げます。
- 加納議長 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第28号を採決します。
- 本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 加納議長 異議なしと認めます。
- よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。
- 本日は、これにて散会いたします。

(午後 2時48分)